

明治廿七年十二月二十六日禮拜三

明治廿七年五月創刊

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. DECEMBER, 1907.

VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治四十年

本月一回二十日發行

十二月二十日發行

第貳拾卷

第貳拾號

監獄協會發行

第貳拾卷第拾貳號目次

○論 說……………(一頁)

○歲晚の感……………(四頁)

○寄 書……………(三四頁)

○統 計……………(四七頁)

○雜 錄……………(五二頁)

○叙任辭令……………(七七頁)

○監獄協會記事……………(七八頁)

●在監人の受くる心身の影響に就て……………玉木爲三郎 (四頁)

●監獄に於ける脚結核に就て……………野々垣梅次郎 (四頁)

●監獄巡視中の所感……………眞木 恒 (四頁)

●免因保護獎勵費に就て……………門 外 金 坊 (三四頁)

●在監人食料指定に關し望む所あり……………木 葉 生 (三四頁)

●囚徒逃走に就て……………高 橋 圓 藏 (三四頁)

●手帖の一部……………河村 謙 太郎 (三四頁)

●遇囚觀……………霞 浦 生 (四七頁)

●明治四十年十月末日現在全國囚人罪名別表……………(四七頁)

●明治四十年十月末日現在全國在監人員監獄別表……………(四七頁)

●東京便……………(五二頁)

●金澤監獄未成年監の狀況一斑……………香 川 又 二郎 (五二頁)

●十勝の囚徒逃走顛末……………中 橋 岸 涯 (五二頁)

●長崎監獄囚徒の變死……………(五二頁)

●救世軍の聖誕祝祭……………(五二頁)

●福井外二監獄典獄の事務打合……………(五二頁)

●岡山の閉會會……………(五二頁)

●懲治人の行狀調……………(五二頁)

●因徒工錢觀……………(五二頁)

●在監人の郵便切手葉書の受拂に就て……………(五二頁)

第貳拾卷第拾壹號目次

○論 說……………(一頁)

○監獄事業と地方機關の聯繫を望む……………(八頁)

○寄 書……………(八頁)

○統 計……………(二八頁)

○救護事業……………(二三頁)

○雜 錄……………(三一頁)

○地方通信……………(五〇頁)

○叙任辭令……………(五五頁)

○監獄協會記事……………(五六頁)

●監獄事業と地方機關の聯繫を望む……………早 崎 春 香 (八頁)

●幼年未成年の別異に就て……………(八頁)

●假裝的の謹慎を如何に處理す可き乎……………山 樂 生 (八頁)

●同舟諸君に誨を乞ふ……………天 常 (八頁)

●第二課教務所聯絡論……………久 生 (二八頁)

●明治四十年九月末日現在全國囚人罪名別表……………(二三頁)

●明治四十年九月末日現在全國在監人員監獄別表……………(二三頁)

●神の聲は聲にも聞ゆ……………(二三頁)

●函館出獄人保護會……………(三一頁)

●東京便……………(三一頁)

●石澤翁經歷談……………(三一頁)

●犯罪防遏の三大機關……………(三一頁)

●臺灣の典獄會議……………(三一頁)

●獨逸の犯罪増加……………(三一頁)

●布哇司獄官の日本監獄觀……………(三一頁)

●臺灣監獄の製作品販賣……………(三一頁)

●函館監獄の死者追吊會……………(三一頁)

●寄贈物品受納に就て……………(三一頁)

監獄協會雜誌第貳拾卷第拾貳號

論 說

歲晚の感

菊枯れ、天寒く、霜飛で樹梢落莫將に旬日を以て明治四十年は盡きんとす、人馬遑々として忙裏に馳驅するの外他に餘念なきの秋、監獄事業は徐に既往の事歴を理し將來の發展を畫し晚冬猶新春の感興あり、何を以て爾云ふ監獄事業遂行上必要なる監獄法規は現に審議を重ねつゝあり、明春議會の論壇に光彩を放たんとするものあるにあらすや又觀よ免因保護獎勵費は民間の斯業に向つて補助獎資に着せんとしつゝあるをや、今春刑法の改定を告げ尋て免因保護獎勵費の公認あり現下監獄法規の編纂就らんとす既往の一歳は監獄界の革命時期と謂ふべく旬日の後乾坤一轉すこと共に革新せる斯業は激洶たる活動を始むべく、是より大に振ふこと潮に乗じて舟を動かすが如けん然れども功の成ると成らざるは一に監獄當局者の手腕に在り、法に委して袖手傍觀するは自ら法に縛せられ法を破るの結果を來し積年の宿望に協はざるや勿論なり監獄當局者は監獄事業の進歩改良の爲めに全力を傾注し、漸次に歩を進め敢て一日も怠る處なきは何人も認むる所而して、今日まで踏襲したるものは種子なり、監獄法規改廢の期に入りたるは種子の萌芽なり、聽て春風駘蕩花爛熳の佳境に入らざるばあらず、今や監獄事業は昔時の舊套を脱却し前途に光明を澆望するの過渡時代にあり監獄當局者の辣腕を酷求せ

る時期に逢着したるなり、監獄當局者に對つて多大の信頼を提げ來ると同時に重大なる責任を負擔せしめたり此の有望なる、多忙なる時期に處する監獄當局者は萬人環視の間に立ち其措置如何は干鈞の重を爲すものなれば一舉一動苟もすへからず宜しく鞏固なる意思と態度を以て運營を起すべし濫りに毀譽褒貶に盲動するは世人をして自己の識見を危ましむるに至るや必せり事茲に至らば監獄界は黒闇々到底曉星を望むの機會あらざるなり監獄法規の運用即ち刑法の眞髓を貫徹する方法如何と免因保護獎勵費の活用如何は實に刻下の二大問題にして明治四十年の終末に際し提供せられたる研究事項たり魄を入るゝか死を與ふるか

少年者の教育は個人的に社的的に將た主觀的に客觀的に重要な事項なり改正刑法は之に對し如何なる態度を執りしか十四歳未満の幼年者には刑罰の認むべきものなし然らば少年者の教育は刑法學者の腦裡に閑却せられたるか否らず大に教育の効果を認めたるなり教育に依つて矯正するに非れば薰陶感化し得ざるを知りたればなり刑罰の効果は教育の効果に優るものにあらず幼年者は刑罰の客體たり得ざるものなるを以て刑罰法規より削除せられたると明かなり隨つて十四歳未満の幼年犯罪者は何如に處遇すべきか監獄行刑の圈内に入れず感化場に收容するは推理上至當の順序なり此に於て尋いて起るべき問題は(一)感化場の設備は之を收容するに足れりや否や(二)現に監獄に收容せる十四歳未満の幼年犯罪者なる囚人懲治人の處置何如にあり前者に在りては感化場の數少く且つ極めて不完全なるを以て教育機關の行動を遂ぐるを得ず加之現行感化法を改正増補するに非れば刑法より除却せられたる幼年犯罪者を收容するを得ず換言せば感化法を改正し感化場を急速に多數に完全に設備するの要あり後者に在りては確定せる囚人の身分を遽に變更するを得ずとするも懲治人の身分を有する者を感化場に入るゝと難事にあらざるべし然りと雖も要するに前者感化場の設備は幼年犯罪者を收容すべく供給し得るやを觀ざるべからず願ふに現今其設備乏しきは謂ふまでもなく刑法實施の期は感化場の設備に先

つべきを以て、假令急速に設備し得るとするも幼年犯罪者の需用に應じ難き虞あり況んや現に留置中の懲治人を收容するとは望むべくもあらざるなり、故に現に留置中の者は依然監獄當局者の手腕に委せざるべからず、之を處遇する方法何如は夙に成竹あるべしと雖も又感化法改正後の旨趣に基き教育的處遇を爲すは時勢當然の措置なるべし蓋し、監獄當局者の職務の上に以上二大事業に加ふるに感化手段なる一業務を添ふるものにあらずや、豈當に此に止らず更に顧みれば感化場に收容する少年者處遇に就ても協力援助以て相互の効蹟を擧ぐるの覺悟なかるべからず之れ吾人は常に社會風教を矯正するの急務なるを信し所謂感化事業なるもの、監獄事業に比し一層社會的にして監獄事業の如く個人を改良して社會に及ぼさんとすると異り社會を改良して個人に及ぼすの旨義なり社會風教を矯正するの本末順序を得たるものなりと、感化事業既に斯の如し監獄事業に糾ざる、者相共に提擧する所なるべけんや又況んや懲治人なる者を監獄場裡より排除するも尙相匹儔すべき幼年囚人あるに於てや若し忌憚なく云へば感化事業の上に効果の發現するに否とは監獄當局者も亦其責務を分つべく監獄事業の上に効果を收むると否とは感化事業經營者亦其負擔を頌つべきなり此に至り、倍々監獄當局者の責務の重大なるを感せずんばならず、少年者の教育は閑人の閑事業にあらず刻下將來縝密精細に研究すべき事項たり而して監獄當局者亦其衝に當れり之れが傀儡師たる者の操縱如何は事業成敗の岐るゝ所なり佛出づるか鬼出づるか

年華漸く將に老いんとす來るものは斯に往かざるを得ず吾人は風雨に飄弄せられたる枯葉を逐はず快く丁未の一歳を辭し春光融融の活畫圖を開かんかな、記して歲晚の感と爲す切に硯友の自重を祈る

講 演

在監人の受くる心身の
影響に就て

静岡監獄醫務長 玉木爲三郎君

私の本日諸君に御話したいと考へまするのは「在監人の受くる心身の影響に就て」といふ題に依つて御話をしたいと考へます、心身の影響と申しましたも、單に心身といふ意味に解釋しませぬで、是は詰り衛生的から解釋しました所の心身といふことで、衛生的から見たる所の心身の影響に付て御話をするのでありますから、唯私の専門の部門に屬してのみ御話をするのであります。

此御話をするに先つて監獄其物の所在地といふことを御話する必要があります、是は我邦の現時の状態に依りますと、此監獄の所在地は極めて不定なことになつて居るので、或は現今造ります所の監獄には充分の衛生的の考を利用して建築をされ

たること、考へますが、舊來の監獄を變造し、若くは過去二十年或は十五年以前の建築でありまると、其建築の方法たるや衛生的に不適當である先づ第一に此建築を致しますには何れの土地を論せず地盤を充分に調べるといふ必要がありまるとにも拘らず、多くは地盤の調査が充分でないやうに考へられます、或は斜面の山の際に立てるか、乃至は又周圍は田園であるとか、左なくば或は偏地の上に建てるか兎に角監獄其物といふ頭がありませぬから、監獄には成べく偏鄙なる地を選んで建築をした譯でありますから、如何にも所在の土地は不潔に傾き易いのみならず、且又斜面の土地には常に温氣を帯び、或は又太陽の光線を充分に受けることが出来ないといふ不幸に遭遇して居るのであります、是は私が二三目撃した所の監獄だけでも證據立てることが出来ませんが、是等は兎に角在監者其者の身体に影響します所の十分の原因を爲すのであります、是は將來に於て最も改良をされること、考へますが、不便な建築になりまると（既に私の監獄などでも）立てます時

分に水の調査がしてありませぬ、水の必要の無い所に良い水が湧いて、必要のある部分には悪い水が湧く、是等も建築の前に能く地質を調査すれば、其家屋の湿めることなく従て良水を得るといふことも亦出来るが、此の如き調査を怠つてありまするが爲めに、あべこべに必要な無い部分に良い水が出て、飲料に供しやうと思ふ部分には悪い水が出る、斯ういふことは往々掘井戸の所にはあること、考へます、是等は充分吾々が力を盡して將來改良をしなければならぬ一の問題だらうと考へます。

それから第二には在監者入監の場合の取扱であります、此入監の場合の取扱に付て私が御話しますのは初罪者と再犯者と斯ういふ工合に區別して御話しますれば最も適當な解釋が附きますのであります、斯く致しますると非常に話が長くなりますから、單に初犯者のみの影響を御話するのであります、尤も再犯者に對しての影響といふことは是は餘程在監中の多數に依つてられ程吾々が考へる程夥しい影響がありませぬから、別段今日

は御話し致しませぬ、先づ各監獄とも其取扱振に於ては何れも監獄則に依りますので格別の相違はない筈であります、然るに入監當時の取扱方は何れも一般監外の傳染病其他に對して注意するは勿論のことでありますが、扱て此傳染性の疾患といふものは唯八種傳染病に止らず、種々の傳染病があるので一々掲ぐる煩を省きますが多數の傳染病に向つて一々詳細の調査が出来るかど申しますると、到底今日の場合では出来難いのです、何れの監獄に於ても行はれます所の傳染性疾患の注意と云ひますと、八種の傳染病を除く外は慢性傳染病と稱する所の結核、癩病、梅毒、斯ういふものに向つてはそれ／＼の途が立つて居る、けれども尙ほ進んで或はトラホーム、或は痲病乃至は疥癬其他皮膚病にも種々の傳染性のものがあつて多く在監人に見る所の疾病であります、是等に對して一々分類を致しまして、隔離して相當な手當が届くかといふと何れの監獄でも届くまいと考へます、此の如く傳染病に向つても十分なる所の方法を究めるといふことは現時の状況として難い

のでありますからして、是等も矢張り在監者其者の身体には最も健康なる人に對しては受ける影響の一であらうと思ふ。それから又入監の場合に檢身の必要があるので、衣服其他携帶品を能く調査するといふ上から、多くは先づ被告人に對して各自の被服を一時領置して假に監獄の被服を貸與する、是は最も僅な時間でありまして、極く機敏にやりますれば甚しい影響はありませぬが、或は入監者の多い場合とかいふ時に速に元の被服に取り換へてやるといふことは餘程困難で、場合に依りますと一兩日位を経過することを吾々は聞及んで居ります。暑き季節なれば格別のこともないが、寒い季節であると共に被服の厚薄といふことが衛生上至大な關係があるのであります。厚き衣服を着て社會で相當に生活をした者が急に時季の衣服とは雖も綿入一枚に纏絆一枚といふやうなことに變りまして、殊に寒中四十度以下の温度の時分には先づ以て感冒といふことは豫め覺悟しなければならぬ、是は社會的の境遇に依つて生活程度の高低いものに對しては澤山に着せるかといふと、多

少の斟酌は出來ませうけれども、悉く社會の生活程度を調査して、三枚着て來た者に三枚、二枚着て來た者に二枚といふ譯にはいかない、煩雜の場合には一枚で濟すといふ場合が多からうと考へます。斯ういふ場合には先づ第一に其晩に不眠症をれから感冒を起す。斯ういふことは兎角入監當時に於ける身体影響の一つ、それのみならず此各自の被服の消毒を實行することも最も必要の點であるが、さて此消毒法なるものが完全に行はれ得るや否や此消毒は今消毒をしたから何年立つても宜いといふことはない、保存の法に依つては數年は耐へますが、多くの監獄では重に被服を男子が取扱ひまするので幾分鄭重を缺くといふ恐れがありはせぬかと考へます。それ故に被服に濕潤を來すとか、或は多少分裂してあるにも氣が附かぬといふこともないとも限りませぬ兎に角殺菌法なるものが完全に個人の身體に對する所謂監獄特有の傳染病を新に入監した者に傳染せしむる虞なしと安心するを得るや否やといふに對しては疑が存するのであります。

入監時に於きましても其位な影響を受けず、殊に此在監者は御承知の如く社會から監獄に這入りますると非常な境遇の變化に依りまして、精神に於ける所の礙障、所謂精神を打撃されるといふことは著しいものでありまして、是等も最も不眠の原因を爲し或は食物を欲せざる所の原因を爲しませうか、或は又一般の食物と監獄の食物との劇變も亦非常な影響がありませう、それが爲めに其食を取らないといふやうなことが随分あります。尤も監獄の業務に熟した看守などは能く食物の食べ振不再び初犯とを鑑別するといふ人もありますが、恐く食物に懐惡の念を懐くといふことは始めて監獄に這入つた者に至大な精神上の關係があるだらうと考へます。

それから入監後に於て健康診斷を行ふ身長とか胸廓とか其他疾病の有無を調べるのであります。さて此健康診斷なるものが相當な時間を要するのであります。誰しも此健康診斷に對する時間は短時間希望するのであります。吾々は又此健康診斷に非常な長時間を要したいと考へます。簡單な

ホルマールの診斷をして居りましたならば、矢張り入監者其者の身体に影響するといふことは重大であります。十分なる時間を以て此健康診斷を行ふ必要があるといふことは確なものであります。それから健康診斷が終りますると被告人は無論一定の分房或は雜居房に收容します。此又分房と稱しますものが是も矢張り又衛生上の智識を應用して建築されました所の分房ばかりはありませぬので、随分此外廊などを外から取りまするのに青い天を見る所は成べく少い方が宜いといふやうな趣で立つた所の監房もあるかと私共には考へられます。それは何となれば之を消極的に考へる時分には、監獄には花の咲くものはいかないから成べく草木を植えるには花の咲かないもの、花を見たならば感情が動いて却て感化の妨になるだらうといふやうなことから、總て消極的の方針を採つて盲目凄寥、殆ど鬱憂の頭を持たなければ監獄には一日も居られぬやうに誘導的狀態があつた、然るに目下はさういふことは殆ど無いやうになつて來ましたが、左ればと云つて建築の如きも

のは費用の入るもので木を植えるやうな譯にいかない、ろれ故に多くは窓は小さく、明りを取るといふことが不十分であります、此の如き室内に獨居する精神上に對する影響といふものは至大なるのであります、之に對して運動をさせる、運動は無論するのであるが、此運動が甚だ短時間である、或場合には此運動には區劃を附けて、所謂狹隘なる區劃内で運動するといふ、此時間の短いといふことは尤も暗い所に這入つて居りまして出た時分には假令短い間でも非常な身體の上には宜しいのであります、兎に角二三十分位が關の山、それより以上行ふといふことは不可能であると云つて多くは行はぬ、是等は精神上の影響といふものは至大なるものでありますから完全ならむことを希望するのであります。此の如く、又其光線は不完全であり、其換氣法も之に従て不完全である、それで閉居して居る、運動時間は充分でないといふことになりましてならば、是は精神のみならず身體に於きましても漸次血液を悪くしまして、それと同時に滋養分を與へても、差入品として牛乳或は

卵（却て下痢して仕舞つて、身體の營養分となること少くして段々瘠せるといふことになりま）す、此の如き場合に今の健康診断が不充分で、ろれが爲めに潜伏結核でもあつたならば此機逸すべからずとして出て来る、ろれ故に入監當時に健康であつたと考へられましても、其後に至つて其病狀が現はれて来るといふ不幸を見る。是は被告人に對しての考を御話しましたのであります、さて囚人になりますと作業に就く、此作業に付きましても其工場は多くは其光線が乏しい、近年でも随分衛生的の智識の乏しい建築をするので光線は乏しい、従て此間調節機能の病を起し、多くは視力の衰へた爲めに眼鏡を要するといふのが澤山ある、是は單り身體營養上の遺憾ばかりではない、矢張り光線の如何に依つて随分視力の耗弱を來すのであります、是は窓を開けまして十分に改造をするに宜しいが舊造の家は彼是して却つて潰れるやうな工場も所々に見受けま、またで衛生的の施設は○、以下に囑す、斯ういふ所で作業を執れば唯り眼のみならず又光線の不十分

な爲めには精神上にも影響を起し、それから又建築の悪い所では壁が地床から附いて居る所などがある、下の方へ土臺を敷くのを儉約していきなり附いて居る所もある、或は屋根には亜鉛板が安いからといふので無闇に宛がつて、夏になると十分に温熱を吸収せしむる装置を爲して居る、斯ういふ所に作業を執る者は壁から受くる所の影響は濕氣を受くる、天井からは炎熱を受くるといふことになりまして、腦充血とか乃主はリョーマチスとかいふやうな疾患を起すといふ原因にならうと考へます。且又工場に對する便所でありませう、是は監獄としては己むを得ないのでありませうが何れも工場内に多く設置されて居る、さうして工場内の方が却て冷くて人間の方が暖かでありませうから、便所内の臭氣は遠慮なく暖い方にやつて來ます、之に對して相當な設備を致しましたならば此臭氣を他に取ることは出來ませうが、經費に關する爲めか、私の見受けました所の監獄にはさういふ装置もない矢張り暖かな所に向つて悪い臭ひの風がやつて來る。

ろれから作業の種類に依りますと非常に水の流れる所で運動する作業があります、先達て私は麥酒會社にちよつと行つて見ました時に感じました、水を汲み所では一般の者は皆下駄を穿いて居る、私は下駄を穿いて居ることを衛生的から命じたのであろうといふと、さうではない、誰となく下駄を穿いて來るやうになつたといふことであつた事は仕事が簡易なものであるからでありませうが、監獄の如きは高足駄を穿いてやるといふことは到底出來ないことでありませうが、之に對しまして場所によつては水を足に浸すといふことが避けらるゝ所の設備がないと、水虫と云ひますが詰り皮膚の剝離を起して一種の黴菌が出來ますので、寧ろ足袋を穿かせるとか下駄を穿かせるとか餘り規則的に拘泥せずして用ひましたならば、却て其費用を少くして病者を出さぬといふ經濟上にも衛生上にも非常に有効なることと考へませうが、私の監獄では足袋は兎に角着けることは出來ないことになつて居る、斯ういふことも其作業の種類に依り、若くは又土地の氣候の如何に依りまして、平均温

度は假令高いと雖も攝氏の四十度以下の温度を示すといふ土地であれば、足袋を用ふるといふことは非常に經濟であらう考へます、今日の所では足袋を穿く土地と穿かない土地とある、殆ど土地に依つて限られて居る。土地に依つては随分温度が高い所でも足袋を穿くことが出来るといふやうになつて、詰り衛生的の智識を全く應用して居ない杓子定木のことになつて居るやうに考へます。

りれから又工場作業を爲す者でも目下は何れも運動をやる、是は至極宜しいことでありますが、此運動が衛生的に見ますると甚だ不完全なもので食事後短時間の運動する、それから又機などを織りますには終日龜のやうな工合に手足を動かして居るにも拘らず、矢張り四肢の運動をするのであります、是等は衛生上から見ますると毫も必要の無いやうに考へますが、斯ういふことは又他の方面から必要な観察もありますので、是は尤も全國一般でもありませぬが、行つて居る所もあつてやうでございます。

ます、傷は小部分でも身体に於ける影響は傷の大小に依らぬのでありますから、是等は最も注意すべき點だらうと考へます。

其他今日では被服を取換へます時分に非常な動作があります、さういふ動作は今日では何れの監獄でも廢されたこと、考へますが、此の如きとは人に依りますと非常に精神的の影響を受けるので、私も一二回之を見たことがあります、私の監獄などでは今日はいきませぬが、以前行つた時分には是は心神に影響を來す煩はしい方法であつたのであります、それから入浴であります、是も多くは何れも規則的に行ふのでありますからして號令を掛けるとか、或は鈴を鳴らすとかいふやうな總て號令的になる、尤も是は癩病の入浴場（伊香保ですか草津ですか）に矢張りさういふ號令で湯に這入つたり出たりする所があるのですが、それになつたやうなことをやらなければ到底行はれぬのであります、所が入浴は日本人は割合に熱い湯に這入りますが、併ながら監獄の湯は餘程注意をしませぬと随分熱い湯に入れることがあります、今日

りれから又四人が衣服を着換へます時分にいつも吾々が痛痒を感じますのは綱帯を取るのであり、吾々は多少創傷治療に對しては消毒法に頭を注いで居るのであります、さて監獄の創傷は消毒法といふものが到底行はれぬ、或部分には或は行へませうが、或部分に對してはまるで無効である、是は衣服を取換へます時分に必ず検査を致しませう、それと同時に綱帯は立會いました所の役人の面前で取るのであります、是は役人が無論取るのではありませんが、役人の手といふものが清潔であるや否やといふことは大に疑問であります、幸にして今日まで吾々は此不潔な手に依つて扱はれた創傷が非常な危険を來したといふ實際はないけれども、理論上非常に重大なものである若し之に破傷風菌でも附着して居りまして、此の患者が破傷風で斃れたといふやうな場合には非常なやかましい問題になるだらうと思ふ、是等も矢張り費用と時間を要しますが、一々醫師に付てさういふものは検診を立會つてするといふことにならなければ充分な効果は奏されぬだらうと考へ

では蒸氣力を用ひる監獄では蒸氣を以て直ちに湯を沸しますから隨意になりましたが、焚火で沸すと冷めるのを恐れるといふので五十度以上の熱湯に入れるといふ傾があるそれが爲めに眩暈する者があつたり、或は食つた物を吐くとかいふやうなことを時には見受け、何れの監獄にも入浴時の眩暈とか嘔吐とかいふことはあるだらうと想像するのであります、是等も注意を致しますれば無論之を避けることが出来るのであります。

浴場の建築を觀せしても、衣服を脱ぐ所が多くは入浴場と一緒に居る、殊に濕氣の來ます非常な濕つたい所に持つて行つて着物を押込むといふことになつて居りますが、是は尤も普通貧民などの田舎の浴場などでは無論さうなつて居りませんので、監獄に特有ではありませぬが、監獄の他の施設が完全であると同時に湯に入つたら直ぐ干すといふことは出来ませぬまでも外に乾燥の保たれるやうにして、被服を脱ぐ所に濕氣の甚しく侵入するといふことは避けなければならぬことと考へます、それと同時に手拭であります、或監獄に

依りますると湯手と稱して一枚の手拭を共用して居る。此手拭の共用といふことに對しては餘程健康診斷を完全な方法でやつてありませぬと、随分トラホームとか或は痲病とか或は疥癬とかいふものは傳染の機會になると考へます、此手拭に付ては屢々殺菌法を行つて、必ず其手拭は殺菌するまでは一人一枚として共用を許さないことにせなければ、矢張り身体に非常な影響を受けるであらうと思ひます。

それから監獄の疾病に付て一言いたします、此監獄の疾病は何れも胃腸病が多いのであります、恐るべき所の死亡統計は結核である、何れの監獄を見ても死亡數を見れば先づ結核を以て主に推さなければならぬ、此結核の療養といふことに付ては今日の監獄は最も不適當なものだらうと考へます、此監獄の總てのこと、身体を拘束することは勿論のこと、精神上に與ふる痛苦は勿論のこと營養物其他常食物としても何れの程度から之を論じても結核其物が良方の經過を取るといふことは毫末も信を置かれぬのであります、幸にして結核が

治したといふ例もありますが、それは偶然なので、或は其疾病は結核でなかつたかも知れぬ、結核に對しては監獄は到底其療養を全うすることは出来ないといふ今日の境遇であります、以上は結核病者を診斷しました場合にはどういふ方法を以て處遇したら宜からうかといふことは將來に大に求むべき問題だらうと思ひます、之に反して當局の諸先生は充分なる御抱負があることで、吾々が嘴を容れるまでもありません、兎に角結核の療養は今日監獄では絶対に出来ないといふことが適當で、或監獄に依りましたは或は出来るといふかも知れませぬが、是は一つの便法を言ふたので決して私は信じないのであります。

それからもう一つは精神病であります、此精神病といふのが監獄では大に診斷上に困難な場合がある、尤も今日まだ一般に精神病學的の智識が乏しいのであつて、已むを得ませぬが随分まだ今日監獄には精神病が存在して居る、此精神病患者に對しては唯り監獄の責任ではありませぬ、社會的になつて來ますが、兎に角變質者といふこと、

れから狂人ぢみた奴といふのがあります、語り精神病的の人格でも具へて居るといふことになりませうか、兎に角狂人ぢみた奴といふことが随分在監人には多い、それから氣狂いでなくても一つ氣風が變つて居る、尤も此變質といふ方から觀察しますると殆ど三分の一はあるだらうと私は考へて居る、是等に對する處置はどうであるかと云ひます、殆ど今日では不可能であらうと思ひます、立騒いで非常な亂暴をする者になつて來ると、監獄では直ちに分房にでも入れて他と隔離しますから、其他には妨害はありませぬけれども、其精神病者其者の療養はどうであるかといふこと、是は殆ど行はれないと云つて宜い、それ故に精神病患者は多く監置されました、十分に悉く療養を盡し得ることも出来ない、是等は餘程今日の状況として

は憐むべき影響を受けて居るだらうと考へます。以上で大略私の話は盡しましたが、尙ほ食物に付て一言して終を告げたいと考へます。三十七年戰役の當時専ら經濟的の方針を執りました爲めか、其時分には外國米が大分這入つて來て、

而も赤い赤飯のやうな外國米は今日でも實用されつゝある所もありませうが、私は之に對して異議を挾む譯ではありませぬが、兎に角外國米の中でもア、いふやうなまだ皮を存して居るものは衛生上どうであらうかといふ考であります、分析表などは實際當にならぬのでありまして、其米其米に付て分析しなければならぬといふことになつて居ります、外國米は比較的日本の米に比して總ての諸成分が劣つて居ると考へます、そのみならず今日の食物と致しましては或部分に依りますると殆ど菜食動物的の、殆ど野菜ばかりを食べて居る所もあるやうで、肉菜混合といふことは行はれぬ有様、行はれまして肉類は殆ど脂肪分だけであるとか、乃至は非常な纖維を持つて居るといふことで、寧ろそれよりも腸とか或は臟腑とかいふもの、新鮮の物を用ひました方が宜からうと考へますが、却てさういふものは購入しませぬで、重に纖維の極く硬いものが多いやうであります、是等は營養上から言ふては甚だ効力の乏しいもので魚類でも新鮮な魚類を與ふることは出来ないの

で多くは鹽漬にしてあるので、鹽魚を鹽出しをし
て食べる事が多いのであります。幸にして今日
は壞血病といふ如き病は何れの監獄にもありませ
ぬやうですが、是は蔬菜等に對して新鮮なものを
與ふるといふことが効力を奏したやうであります
けれども私共の希望は今日の食料はまだ衛生上か
ら申して今日の社會一般の程度の極く下等社會程
にも至つて居ないかと考へます。殊に監獄といふ
ものは間食がありませぬので、唯三食を以て身體
を養ふのでありますから、餘程是等も將來考ふべ
き問題だらうと考へます。私の希望としては今少
しく食物が營養分に富んだ物を與ふるといふこと
になりませぬければ身體の影響及び精神の影響も
餘程困ること、考へて居ります。

其頃のことか大變死亡者が多かつたと聞及んで居
りますが、食物の如何に依つて死亡者の多いとい
ふことであるか何ふか分りませぬが直接其食物が
死亡の原因を成しませぬでも、間接に身體の衰弱
といふことは諸多の疾病に對して影響しますか
ら、赤い外國米などは死亡者を殖したてはないか

と思ひます。斯ういふことは常に吾々の注意すべ
きことで常に希望する意見を述べるのであります
が、其希望に副ふて行くといふことはむづかしい
のであります。此の如きことは唯一個人の頭腦
の働に依つてのみ行くといふことは出来ませぬ、
諸多の人の頭が其處に及ぼして來ませぬければ總
ての衛生的の施設といふものは出来ませぬ、是は
吾々一同が何處までも協力しまして充分に安全を
圖るといふことに力を盡さぬければならぬだらう
と考へます。

種々の問題に涉りまして、御話が一致しませぬで
甚だ失禮でありました。

監獄に於ける肺結核に就て

膳所監獄醫務所長 野々垣梅次郎君

私は本日「監獄に於ける肺結核に就て」といふ題で
御話をしやうと思ふのであります。之を統計に
就て見まするに、千八百九十四年獨逸國に於きま
しては、實扶埵里亞、百日咳、猩紅熱、麻疹、腸

窒扶斯、此五つの傳染病の死亡者合計が十一萬六
千人餘であります。それに對して結核は十二萬三
千餘人と計數になつて居ります。殊に普魯士國に
於ては總死亡者の三分の一は結核であるを申して
居ります。我邦に於きましては、本年一月に出ま
した内務省第二十一回統計報告に據ると、死亡者
百人に對する肺病死亡數は是が三十四年が百人に
付き八人七分五厘、それから三十五年が九人と四
厘、三十六年が九人と一分一厘、三十七年が九人
と五厘、三十八年が九人と六分、斯ういふ有様で
あります。又昨年十二月に出ました内閣統計局
の第二十五統計年鑑に據りますと、我監獄の結
核の死亡者といふものは實に申上ぐるも耻しい有
様で、三十五年が肺結核と腸結核を合して死亡者
百人に對する死亡數か二十六人餘になつて居りま
す、三十六年が二十七人餘、三十七年が二十五人
餘、斯ういふ有様であります。依之視之も肺結核
の研究は唯り一般衛生上に必要であるのみなら
ず、實に我監獄衛生の上に對して急務中の急務で
あらうと思ふのであります。併ながら唯一口に肺

結核の研究と申しますれば何でもないやうであり
ますが、其研究すべき方面は甚だ廣いので、主と
して微菌の方面を研究するとか、或は經過の方面
であるとか、或は遺傳であるとか、或は治療法で
あるとか、又は豫防法であるとかいふやうな有様
で、なか／＼方面は随分廣いのであります。併し
私が本日申上げやうと思ひますのは、其中の一方
面、即ち豫防の方面で、殊に豫防の方面に於ても
唯僅の一部分のみに付て御話したいと思ふのであ
ります。

元來肺結核と申しますと一口に肺病と申します
が、是は古くから知れ渡つて居る病氣であります
が、彼の西洋の醫者の元祖とも云はれるヒポクラ
テス時代に於ては肺病といふものは肺に腫物が出
來て、それが膿んで悪くなるものであると云はれ
て居りました。それが其後段々研究があり報告が
ありましたが、遂に千八百八十二年即ち今から二
十五年前、彼の有名なるコッホ氏が結核微菌とい
ふ微菌を發見して、これから肺結核といふものは
起るものである、又是に因つて傳染するものであ

るといふことが分りました、それで最早現今に至りましてはスツカリ決定した譯であります、然らば此結核菌はどんな風に廣がつて、どんな風に傳染するかと申しますれば、或は牛乳であるとか、又は其結核に罹つて居る馬であるとか牛であるとか、さういふ動物の大便小便からも傳染することもありませうが、併し一番多い所のものは言ふまでもなく人間であります、即ち結核菌製造者である所の結核患者其人であります、殊に此菌を餘計に含んで居るものは御承知の通り病人の痰であります、此痰の中に菌を含んで居る數は實に夥しいもので、或人の計算に據りますると一匁の四分の一、即ち二分五厘の中に含んで居る所の菌の數は百萬でありまして一人の病人が一晝夜の中に製造する菌の數は實に七十二億萬だと申して居ります、實に夥しい數であります、斯様に製造せられた菌が痰や水滴と共に出て或は談話の時とか、或は咳の時、或は嘔吐の時に出まして話を居る所の相手とか、近傍に居る人とか、吸ひ込みまして病氣に罹るのであります、若し

幸に其極く小さい痰の塊り又は水滴を吸ひ込まなければ、其菌は水滴の中に附いて居りまして、さうしてブカ／＼空氣の中を上つたり下つたりしまして、其邊の埃であるとかいふものに附きますのであります、其埃のある所を歩くとか、或は風が立つて舞上りましたのを健康なる者が吸ひ込む、或は二遍も三遍も舞ひ上つて竟に我々を病氣に罹らせるのであります、總て菌と申しますものは乾きますといふと能く早く死ぬものでありますが、此結核菌はなか／＼死にませぬ、乾いた痰中では或は三箇月も或は六箇月位も生きて居りまして、我々に害を及ぼすのであります、でありますから肺結核の傳染を防ぐ注意をしますことは、詰り病人に成べく近寄らぬやうにするのが一番必要であります、彼のコルネットといふ人が曾て検査をしました、病人の死後六週間過ぎて死んだ所の部屋の内の埃を取つて検査しましたが、尙ほ毒のある菌を發見したと申して居ります、又メレルといふ人は病人の枕許から三尺離れた所に菌の好きさうなもの、例へばリスリソンのやう

なものを置きまして、病人に咳をさせると其菌が能くリスリソにクツ付き殖へると申して居ります、又キルヒテルといふ人は六人の兵卒の被服に附いた埃を檢査したが、六人の中三人まで菌を發見したと申して居ります、まあさつと斯ういふやうに傳染し蔓延する併し、爰でちよつと申上げて置きたいのは、先刻も玉木君から御話がありました、私は玉木君の監獄に於ては肺結核が癒らないといふ説には少し意見を持つて居るのであります、是は措きまして、必ず肺結核といふものは癒る少くも癒り得る病氣であります、何となれば既にズット大古彼のヒボクラテスが此肺結核なるものは早い中に治療を加へたならば癒り得る病氣であると喝破して居ります次第で、實に現今に於ても依然として眞理であります、のみならず若し試に諸君が一度東西の大學であるとか、或は其外の専門學校の病理解剖の標本室を御參觀になりましたならば直ぐに分ることであります、それは外の病氣で死にました病人を解剖しまして、さうして此人は一度肺病に罹つた人であるといふこと

を言はれることは實に夥しいのでありまして其肺臓の標本として貯へてあります、それではさういふ風にして之が癒るかを申しますと、菌が肺の中に這入り病氣に罹る其病氣に罹つた所へ石灰が附きまして白くなつて固まるか、或は細い硬い筋が恰も子供の手のやうな風に幾重にも菌を取圍みます、それであるから菌は已むを得ず死ぬる、病氣は癒る、斯ういふ有様であります、斯の如く事實上癒て居る即ち解剖の上に於て現在癒つて居る、又理論上に於ても癒らねばならぬ病氣であるにも拘らず、例へば内務省の統計であるとか、或は外國に於ける統計の如き實に多數なる死亡者を生ずるのはさういふ譯であるか、ちよつと不思議に思ひますが、決して是は不思議でも何でもないので、詰り一般の病人が悪いのであります、先刻も申しました如く、早い中に治療を加へたならば癒る、此肺結核を分けると第一期、第二期、第三期になります、早ければ早い程治療の効を奏するのであります、後れては何にもならぬのであります、肺結核の治療には自宅治療

もあり、又現今歐米で盛んに行はれて居る所のサ
 ナトリウム治療といふ一種の病院治療もありま
 す、血精療法もあります、其他肺病薬としまして
 は古への豺狼の膽より現今の消毒薬に至るまで實
 に多数でありまして尙現今に於きましても恰も春
 の日に若草の燃へ出るが如く、日に月に發明せら
 れ、研究せられ且つ廣告せられつゝあるものであり
 ます、併ながら何れの治療法何れの薬でも罹病後
 早く治療を加へなければ到底効が無い、是が最も
 必要なことであります、

一般は是だけに致しまして、さて我監獄に於ける
 有様はどうであるかと申しますと、今まで申上
 げた所の明白なる理由に依りまして、何れの監獄
 に於ても充分に遺憾なく豫防の方法を講せられて
 居ることゝは信じます、が併し監獄に於ける肺結
 核の豫防を大體に於て二つに區別するのでありま
 す、之れは第一に在監人に關するもの、第二は吏
 員即ち同僚諸君御互に關するもの、此二つに分け
 るのであります、うこで在監人に關するものは省
 きまして吏員に關するものに付て御話をしやうと

思ふのであります。

現今監獄に於て若し一朝吏員の中に肺病患者が出
 來たならば、果してどういふ風に處置をしたらば
 宜からうかと研究いたしますのは實に目下の急
 務であらうと考へます、今假に此吏員の中に一名
 の肺病の人があると假定いたしましたならば、其
 監獄衛生の上に影響することは果してどうであり
 ませうか或は同僚と互に話をするこどもありませ
 うし従て其話の中に咳も出ませう、或は唾も出ま
 せう、自然三尺以内に居る談話の相手はいやでも
 此微菌を吸ひ込まなければなりません、實に私共
 は肺結核患者と話をして居りまして、一つゴホン
 と咳をせらるゝ度に大砲の響よりひどく感するの
 であります、又勿論何れの監獄に於きましても構
 内の通路休憩所の土間とか室内には痰壺の備へが
 ありまして此以外には痰を吐いてはならぬといふ
 ことは嚴重になつて居りますが、人には過ちがあ
 る以上は過つて此痰壺以外に吐かぬとも限りませ
 ぬ、痰壺以外に一つでも痰を吐いたとしたならば、
 其痰が乾いて其中にありまする幾十億萬の微菌は

周圍に散亂するではありませぬか、又先刻申しま
 した兵士の例によりまして、病人の服の埃に微菌
 のあるといふことは明かなる事實であります、然
 らば上官の前でも、同僚の間でも、在監人に接す
 る時も、構内巡回の時も宿直いたします時も、
 或は電話口に立つ時も、言換へて見れば若しも吏
 員の中に肺結核患者が一人でもあつたならば、四
 六時中間斷なく監獄衛生に對して危害を及しつゝ
 あるのであります、此場合に於て如何に處置すべ
 きか若しも肺病と判明したならば直ぐに引籠治療
 をすることを御互に忠告し合ふ、それで若しも本
 人が聞かなければ上官の御方からして強制的にも
 引籠を命ずるといふことは是は無論當然の事であ
 らうと考へます、若しも左もなくして其儘に肺結
 核の吏員に勤務させて置くとしましたならば、何
 故に在監人の結核患者を隔離するのであります
 か、又何が故に臥具であるとか被服であるとか或
 は雜品雜具まで消毒をして病毒散漫を防いで居る
 のでありますか、一方に於ては嚴重に病毒の散漫
 を防ぎ、一方に於ては盛に病毒を散漫させるとい

ふことは實に甚しき矛盾ではありませぬか又實に
 自家撞着の甚しいものではありませぬか、又一方
 本人の方から考へて見ましても非常なる利益があ
 るのであります、なせなれば先刻御話した通り、
 肺結核なる病氣は早い中に治療を加へれば無論癒
 る病氣である、それが手後れになると到底癒らな
 いのであります、所がなか／＼實際にはさうはい
 きませぬので、私共が日常經驗して居ります所の
 郵便局とか、或は鐵道に出る人、さういふ人を診
 察しまして、あなたは肺病であるから今の中に治
 療を加へなければ大事になつて來ますと警告する
 にも拘らず、イヤどうしまして此位は大丈夫であ
 ります、無論勤務を休む程ではありませぬといふ
 て出勤して居らるゝのであります、諸君よ實にこ
 の所謂大丈夫であるといふて居らるゝ時が治療上
 最も必要な時であります、此時に充分に治療を加
 へたならば癒るべき病氣が、それを勤務しつゝ、治
 療を加ふるのでありますからして、到底充分なる
 治療を加ふることの出来る筈がないのでありま
 す、それで大丈夫であるといふて勤務をして居り

ましてだん／＼病氣が進み、到底もういかないからと引籠る時は醫者が見ましても如何ともすることの出来ない時であります、實に斯くの如く早期中に治療を加へたならば充分に癒るべき病氣が、それが死ななければならぬといふのは眞に憐むべく又悲むべきことであらうと思ひます、此明白なる理由を前提とし又同時に基礎としましたならば、續いて當然起るべき問題があります。

それは何であるかと申しますれば、然らば多數の同僚諸君、即ち澤山ある所の吏員の中の或者が果して肺病に罹つて居るか、どうかといふことがどうして分るかといふ問題であります、それで先刻もちよつと申しましたが、外の官署に於て聞及で居ります例に依つて見ましても、或は病氣で咳をせいで居るとかいふやうな時に、外の同僚の一人が君は咳をせいで居るやうだがどうかしましたかといふと、イヤ此頃風邪を引いて、近頃の風邪は長くて困るといふ位で澄まして居るうれ故聞た人ももうかマア折角大事にし玉へ位で済で居るのであります、又其人が深く怪みまして、どうもア

いふことを言ふて居るけれどもたがしいといふので話しの序でのときにでも開業醫に尋ねましても、開業醫は決して言ふものではありませぬ、是は醫者の業務秘密と云ひまして話せば病人の不利益になるといふことを知りつゝ、醫者と云ふ業務に依て知り得た秘密である所の肺病であるとか微菌であるとかいふやうな病名は決して話しませんこれは刑法にも制裁があります、されば病人は風邪であると言つて居る、醫師は話さない、漸く引籠る時に附いて來る診断書に依つて始めて分るといふ有様で其間の病毒散亂を思へば實に危険ではありませぬか、一般が斯ういふ風でありますから、或は我監獄界に於てもさうでないかと考へるのであります、若し果してさうでなかつたならば、それは醫者が即ち主治醫が或る必要上から肺結核であると本人に告げないのであります、それで本人は風邪であるとか或は氣管支加答兒であるとかかり思つて居りますが、憐れにもそれは肺病であるのであります、さうらにしましても早い中に病氣を發見するといふことは甚だむづかしいのであ

ります、でありますからして是は唯監獄醫をして吏員に付て健康診断を行はせるといふ外はなからうと思ひます、監獄醫は少くも一年一回各官吏の健康診断を行ひまして、若し疑はしい同僚の方がありましたならば、其方の痰を検査して果して微菌が居りましたならば本人に忠告すると同時に、典獄並に課長に報告しまして、引籠治療を命ずるといふことは非常に緊要であらうと思ひます、それで此健康診断を行ふといふことは無論早い中に病人を發見して、其病毒を監獄内に散漫させないのが即ち監獄衛生上に於て最も必要なことでもあります、又病人の方から考へましても頗る有益であります、なせかと云ひますと吏員諸君即ち同僚諸君は少くも一年一回監獄醫に診察させますから、監獄醫からあなたは壯健である、あなたは丈夫である、肺病の氣などは毫もないといふことを保證される譯でありまして、頗る心強いのであります、又氣管支加答兒とか、或は風邪であるとか信じて居りましても、それが疑はしければ痰を検査しますから今までは主治醫から風邪であると云は

れてさうとばかり信じて居りましたが、それが早く肺結核といふ診断が付き早く治療を加へることが出來得て早く全快するのであります。之を要しますのに若し吏員の中に肺病患者があつたならば、或は將來肺病患者が發生したならば、直ぐに其肺病患者であるといふことの診断が附くと同時に、強制的にも引籠を命ずるといふこと並にそれを早く發見するが爲め少くも一年一回監獄醫をして吏員の健康診断を行はせるといふことは、大にしては監獄衛生の爲め、小にしては吏員個人の爲めに最も必要であらうと信じて止まないものであります。

監獄巡視中の所感

監獄事務官 眞 木 喬 君 演 説

私は今回名古屋を首め和歌山までの間五監獄の巡回を命ぜられました出張いたしました先月の末に歸京いたしましたのであります、別に其間に珍

しく御報道を下さいやうな事實はございませぬ、かい摘んで大要を申上げることに致します。只今は兩君から衛生上に付て非常の有益の御話を聴きましたので大に参考とすることを得ました。尙は私が見聞しました中に就きまして多少衛生上の事も御参考に供したいと思ふ。

第一に在監人の事に付てザット御話を申上げませうが、三十七八年事件の戦役後は必ず在監人が増加すると豫想し其豫想に反する結果を見ることを祈へて居つたこととございました、今回巡回を致して見聞を致す所に據れば、多くは減つて居るか、又は昨年と差がないといふやうな譯になつて居りますので、最初に豫想をして居りましたやうに今日までは先づ増加を致して居りませぬ、甚だ喜ぶべき現象であると思ひます、唯々其中でも名古屋は昨年と比較して随分多くの増加を見るので、就中被告人に餘程増加を來して、現在百人餘りは被告人が昨年より殖つて居る、囚人も九十人餘り、總數二百人餘りが名古屋だけで増加して居る、といふ實況でございます、どういふ理由で是が

殖つて來たのであらうかといふことを段々承つて見まするのに、餘り明確なる調査もなく、又意見もないやうでございますが、要するに犯罪事件が増加したのであるといふことである、是は單り監獄だけではございませぬ、裁判所に就きまして調査を致す所に依りまして、昨年と本年を比較しますると餘程の増加になつて居る、即ち事件の増加して居るといふことは事實でございますが、もう一步進んで何故に其犯罪數が増加したのであらうかといふことを調査するといふことは餘程必要なことであらうと考へますが、そこまではまだ進んで調査が届いて居りませぬが、追ては分りませうと思ひます、罪質は多くは窃盜です、それから次には詐欺取財、それから近來ひどく殖えたのが、囚人の方にはまだ格別増加しませぬが、謀殺殺が現に被告人中に三十六人も居るやうな有様でございます、此謀殺殺の事件が増加したのは矢張り戦争後の影響であらうといふやうな想像説もございませぬ、なせかと申し上げますのに何れ戦争などに參つて來ますると、餘程殺伐の氣を受けて居ると

いふことは事實であらうと思ふ、戦争後には人命犯其他殴打創傷とか、多少人に危害を加ふるやうな犯罪が増加するといふことは、是は唯り日本ばかりでなく、外國も其例を一にするといふこととございますから、或はさういふ影響かも知れぬと考へて居りますが、大體の減り方の中に付きまして女囚といふものが各地餘程皆減つて居る、之がどういふ譯で女の犯罪が減るのであらうかといふことは餘程研究を要することであらうと考へますが、何れの場所も是が減つて居る、是は女の職業が増加して自然窃盜等を犯す者が減つて來たといふことにもなるのでございませぬが、就中和歌山の如きには最も女囚が少い、總人員が和歌山は四百九十一人居りましたが、其中で女は僅に十五人しか居りませぬ、是は和歌山地方は御承知の通りに随分機業が盛である、即ち紀州練、あの機方に従事する者が澤山ございませぬ此紀州練の状況も餘程盛になつた趣でございますから、自然さういふことに従事する者が多いのである、現に私は其機業會社に行つて實況も見、又模様も聞きました

が、幼少な十一二歳の婦女子も日に十五錢や二十錢位は取れる趣ですから、自然女の職業が多いといふ結果であらうと思ひます、是から推しまして各地戦後種々な事業が勃興して、婦女子の需要が殖えたといふ結果でございませぬかと思ひます。

それから私共は其土地の特徴かと考へますが、和歌山縣の如きは幼年乃至未丁年といふ犯罪者が至つて少い、幼年犯罪の如きは殆ど無いと云つて宜い趣であつて、未丁年囚は總數の中で僅に十人しか居りませぬ、之が原因を聞かしますがどうも感服する理由はありませぬ、蓋し此和歌山といふ土地は寧ろ犯罪者を出す數の少い所であつて、昨年からは餘程減少も致して居りますが、生計にも左程困難もない、詰り物價も安い、暮し易い、斯ういふことも一つの原因でございませぬ、又一つには外部の刺戟を受けない、それで交通も餘り開けて居りませぬ、袋の如き場所でございますから自然人が諄朴であるといふやうなことを聞及びます、が、それにしまして今日の状態として見れば甚

だ珍しい状態であるのです、それに反して甚だ怪かしい一つの現象がある、此和歌山には非常に殴打創傷といふ罪質が多い、普通一番監獄で多きを占めるのが窃盜で、其次が詐欺取財、今日では多少違つて居りますが、従前では其次は賭博犯といふのが普通の順序になつて居りましたが、和歌山では窃盜の次は即ち殴打創傷、是が數が多い、さうして監獄内囚人の懲罰數でも喧嘩口論が比較的多い、是に土地の人情としまして口で争ふよりは寧ろ手が先に出るといふ氣風であるかも知れませぬと考へますけれども、是が一種の特徴と認められた譯でございしますが、其原因又はさういふ關係にある事情等を詳しく知りませぬのは甚だ遺憾の感を持つて居ります、唯私は私だけの一己の想像を描くに過ぎないのでありますから、爰で御話をしますこともなからうと考へます。

なつて居る所であるけれども、此膳所の監獄に收容しますものは比較的幼年未丁年が割合に多くなつて居ります、此犯罪の性質又は犯罪者の種類に依りまして其土地の状況を卜することも出来る譯でございませうし、又土地の關係で此犯罪者が變更するといふことは是は自然の結果であらうと考へる、又膳所の如きは女囚も比較的多い、女の多しといふのはどうしても開けた所に多いといふことは争ふべからざることである、膳所の如きは京都にも近いし、殆ど都に近い所でございしますからさういふ種類のものが多いのでございませうが、在監人の増減に關係しましては以上申上げますやうな事實でございします、

それから死亡者等のことをかい摘んで御話を申上げます。概して衛生上の結果は宜しい方であつて、各監獄共に非常な衛生上に付ては御注意にもなり、總ての施設も出来て居りますことで、一年と良好の域に進むといふことは何れの監獄に於ても同様であらうと考へますが、今回参りました

所で死亡者の比較的少い且つ昨年に比較して餘程減少をして居ると認められたのは名古屋の監獄であつて、名古屋では本年の死亡數が十二人、私が現に参りましたのが先月の半ばでございしますが、それまでに十二人死亡して居ります、昨年は二十一人死亡して居りますけれども、此名古屋には在監人の總數が他から比較しまして餘程多い所である、在監人の總數は千六百九十六人、其中で十二人の死亡になつて居りまして、而して其十二人の中で肺結核で死亡を致しました者が僅二人居る、此名古屋の監獄で肺結核に付ての模様は餘程他の監獄と異つて居るやうであつて、私共は名古屋監獄の特徴かと認めた譯でございしましたが、ザット名古屋の結核患者に付ての扱ひ振りは是までの経過を一應御参考までに御話致しますれば其當時總ての監舎で休役並に病監に這入つて居りますものが現在が五十三人居りました、其中で病監入休役となつて居りますのが八人其他は病監に這入つて居るのもあり、乃至又隔離した者もございしますが、其他輕病であつて病監にも休役にも這入らぬ者があり

ます、それを加へて八十一人、總數の中に肺結核患者となつて居ります者が八人であります今日の現狀は斯うでございしますが、其中段々前に遡つて調べて見ますといふと、三十八年中では肺結核の患者が四十一人あつたことになつて居ります、三十九年中では四十二人になつて居る、此總數の上からして三十八年と三十九年と比較しますると一人の多數になつて居りますが、此中で三十八年に肺結核で死にました者が十一人居ります、三十九年に肺結核で死にました者が八人、四十年は總數は記憶しませぬが、兎に角本年十二人死亡した中で肺結核は二人、斯ういふ結果になつて居りますので、結り四十二人の中で以て肺結核患者で死にました者が三十八年は十四人あり、三十九年は八人ある、其他は肺結核患者中で放免になつた者も、此處で全治した者もある、今日の現狀では全治いたして行く者が比較的多いといふことである、是はさういふ方法になつて居るか段々承りますると、名古屋では結核患者と認めて隔離いたしますと仕事などをさせない之を三十二年頃

ら實行して居るが、餘程效能があるといふ醫務所長からの答辯でございましたが、隔離して置きました、終日所謂日光療養と稱へて居りますが、室外に出しまして(區劃は別になつて居りますが)運動をさせ、或は花壇、菊を作らせるとか乃至其他の草木を作らせるとか、掃除をさせるとか、普通の仕事は全くやらせないことになつて居る、さうして置きますと段々肉附もし段々模様が良くなつて来る、比較的それが爲めに死亡数といふものが餘程減じて来た、現に私の觀た所でも隔離中の肺結核患者はなか／＼血色も良く病人でもあるまいといふ感じを持つ位な者も居りました、皆初めはさうではなかつたけれども、漸次あ、云ふ風になるといふことでありまして、唯個人に依り日数が三十日乃至五十日、六十日といふやうな種類に依つて違ふさうでございますが、併し隔離いたして居りませぬ数が多くないといふ點から見ますれば、さう長く其隔離所に置くものでもなからうかと考へて居りますが他の監獄では死亡者の中には多くは結核患者の方が多い、唯り名古屋では比較的

本年は僅でない十二人の中に二人といふことで、隔離患者でも僅に六人か七人しか居りませぬので、是は餘程最初に能く健康診断をして注意をする外部から罹つて来た者も直ぐ隔離する、健康診断は確にする、一日隔離した上で咯痰を鏡をみる、さうして微菌の調査をするのでございませぬ、唯私も日光療法にしまして外部に出して置いて、其當人は宜しいけれども自然微菌が他に散漫する虞はあるまいかと質しました、ご申すのは咯痰を吐く場所が極つて居りましたも、さう正確には出来ないものでございますから自然に外に出て居つて痰を吐くやうな事實が生ずる、さうすれば外に散漫するやうな虞があるまいかと其點は疑ひました、それは餘程嚴にやつて居るから、さういふ事實は無いと所長は明言されて居りました、又幸に一つの區劃内で以て障壁があつて、他に觸れるやうな場所でもございませぬから外に出るといふやうなことはございませぬ。

右様な次第で結核患者に付きましては先づ成績が良好なりと云はなければならぬ、併し私には唯素

人の數字の上で説明を受け、數字の上で判断をするに過ぎない、もう一つ専門家が御研究になり、實地に就て御調になつたら種々な御實見もあるかも知れぬと思ひます、従前は餘程多かつたさうですが、其通り注意して参りました結果、其目的の過半を達したといふことである、是は私が参りました所の各監獄にはないといふ現状と申して宜しいのである、他は結核患者が澤山ある、死亡者も就中多い、各監獄の死亡数をちよつと御参考に申上げませうが、是は分監だけのことでございませぬ、安濃津の監獄では本年九人死んで居りますが、昨年は十二月までに九人です、今後に殖むるとするならば本年の方が増して居ると云はなければならぬ、奈良が本年は八人死んで居る、昨年は四人、是は本年の方が結果が悪い、是はどういふ譯で殖むるかといふことは著しい事實はございませぬが、外部から病氣を持つて来て監獄で死んだのもございませぬ、彼は比較して見ると殖えた理由として一々擧げる程の理由は發見いたしませぬ、和歌山が本年が五人で、昨年が十五人、是も成績は宜しい、和歌山の最近總数は四百十一人居りました

たが、一日五百人内外のものと見て差支ない、本年は此上差して殖えは致しますまいし、重病者が一人か二人はあつたかと思ひますが其他には他から這入つて来なければ多數になることはございませぬと思ひます、膳所が本年が八人で、昨年は八人、是は安濃津と同じやうなことで、私が参つた時までは同數である、是は昨年の八人は十二月までのを取つてあるが、本年は十月まででございますから殆ど二箇月餘りございませぬから多少殖むるかも知れませぬが、併し甚しい結果ではない、名古屋は今申上げた通り段々死亡數などが餘程結果の良いことになつて居るやうでございませぬ、死亡數の減少をしたといふ事柄も百人比例を取りますと昨年と今年と却て反比例に多いかも知れませぬが、死亡數に於て少いといふことは良い結果と云はなければならぬ、是は著しい理由はございませぬ、

それから作業に付きましては各地戦後の影響を致して非常な良成績を得て居ります、何れの場所にも多少商業は進み、工業も餘程勃興したと云結果でございませぬ、各監獄共に昨年よりは工錢の收入

等も減少したといふ所はございませぬ、總て殖むて居る、唯殖む方に多少があるだけのことございます、是は著しい作業の種類を變へたとか、作業の施設を攻究したといふ結果でもないやうでございます唯商工業の關係上總て勞働賃が殖むたから從て監獄の賃錢も殖えたのである、即ち諸負業に對する點から増したのである、斯ういふ理由を附けなければならぬ、從て監獄用に使ふ囚人の工錢も増加したといふ丈けでございますから、餘り著しい理由はないのでございます、併し工錢の收入は豫想外に増加して居る、曾て本省では收入豫算を一人に付きました八錢餘に積つたことがあつて、それは多額である、到底八錢になることはあるまいと心配して居りましたが、今度私が参りました所では本監では平均九錢以下はございませぬ、多い所では十何錢といふ所もございます、少くても九錢より下つて居る所はないやうで、總て作業上に付ては注意を施すと共に餘程結果も良くなつて居ります、就中分監にして尙ほ工錢の他と比較して多いと見ましたのは名古屋の岡崎分監でござ

います、是は平均が十三錢餘になつて居ります、茲には一つの特殊の作業がある、其特殊の作業といふのは石の細工で、立派な燈籠などが出来ます、是は我々が承知いたして居るよりは寧ろ商人仲間て岡崎の監獄の製造といふことは著名なことになつて居る、大坂なり京都なり乃至東京邊から買入れに行くといふ關係になつて居る、監獄が石山を持つて居りまして、それから囚人が掘出して製作するので一基百何十圓といふのもある是は出来上るといふと競争入札に附してやります、現に外國人なども注文して買いたいといふことを申す者もある、是は他の監獄にない、日本全國で岡崎のみであらうと思ひます、それが爲めに工錢は非常に高くなつて居る、本監の方では膳所監獄が多額に上つて居ります、本年は一人平均が十二錢八厘餘で昨年は十錢、本年は餘程の増加になつて居ります、本監では是が一番高く、名古屋の監獄の如きは餘程發達したのでございますが、是は十一錢六厘になつて居るのであつて、まだ膳所監獄程になりませぬ。

其他見聞したことを御話し居ると段々と長くなりまますから、附帶しまして私の希望する點を申述べて置きたい

今回私が巡廻いたしました所で東本願寺派の教誨師の居らるゝ所では、東京で教務講究所の開催されたので本分監共に教誨師の出京された所もある、私に參つた時不在の處もありましたそれに付て私は妙な感じを持つたのは分監では一人の教誨師が上京されて殆ど教誨を中止して居るのである、定めし差支があることであらう、定めし監獄の整理上に付ても行刑上に付ても色々な差支が起ることであらうと豫想して參つたこととございませぬ、行つて參つて見ますと殆ど痛痒を感じない教誨師が居らなくとも吾々が代つてやつて居るから一向差支ない、斯う云ふ御答辨を得たのに付きました、聊か私共奇異な感を持つた、果して監獄吏員其人が教誨機關を缺いて居る、即ち教誨師が居らないにも拘らず差支がないといふとを甘んじて居らるゝ、又囚人の情苦を聞きましたが、教誨がないから困ると申立つた者は一人も居らないと

いふ、そこで私は果してそれを事實としたならば、教誨といふことの必要があるか無いか、外部の人が随分此事に付て問題を起して居ることである、現在當局者たるべきもの、教誨師が居らぬのに付て不便を感じないといふ答辨を得るに至つては、どうもそれ程に必要がないのであらうかといふ疑問を起した、若し監獄醫者が居なくなつて居つた場合と比較したら如何であらうか、せうしても監獄醫の御方といふものは一日も缺くべからざるものであつて、病人が生ずれば直ぐ監獄醫の手を要するのである、故に監獄醫の御方が悉く上京されて居つたら差支へるから、代理を設けるとか何か手段方法を講じなければならぬし、又不便利も本人其者から訴へるでありませう、官吏は其儘にして置きたいと思ふにも拘らず何か其設備をしなければならぬ、教誨師は其必要は感じないことありましては教誨といふに付ての價値乃至效用上に付きました餘程研究を要すると思ふ、それは自己に痛痒を忽ち持つ譯であるから宜しいのであ

る、寧ろ苦い薬は飲まぬ方が宜しいといふのが人情でございませうが、是は本人自ら醫師に對する痛痒を感じるに同じやうに、又密接する感じを在監人にも持たせ、又持つて貰うやうにしなければならぬ當に教誨の機關のみにあらず教誨師の御方が總ての事項に付て關係をせられ、彼等の同僚となり又相談役となり、一日も缺くべからざる者であるといふ方法手段になつて居りましたならば、假令教誨の關係でなくとも教誨師に對する觀念が餘程厚くなりませぬかと考へるのであります、既に精神矯正をする上に教誨機關の必要があるといふことになつて居り、又其必要を認めて居るのでございませうから缺けば棄て、置くことが出来ないといふ程度にまでどうか進めたいものであるといふ觀念を持ちましたのでございませう。

それから玉木君から段々御話がございしましたが、入監の際の健康診断が概して不十分であると私は認めるのである、例へば入監時健康診断が不十分であるのか、或は其後に事實が発生する結果でございませうか、死亡者の身分帳簿に依つて調査をし

て見ますと、立派に入監時には強壯である、總ての點が完全で且つ作業の賦課も強役にやつて宣しいといふことになつて居るにも拘らず、死亡した時に病症日誌を調査して見ると、既往症などが入監前に發して居ることが明記してある、果して此明記してある事實が明確であつたならば、入監時の健康診断はどうであつたといふ疑を持つ事實が着々ある、是は玉木君の御話の如く、或は入監時の健康診断などは時間を餘り長く取る事が出来ないで形式的に流るゝ結果ではないか、後に發生することもございませうけれども、入監後に發したもののならば卒ざ知らず、死亡の際に至つて始めて入監前に斯様／＼の病氣に罹つたものであるといふことであつて見れば、死亡の際に分つたのではない、前に分つて居つたに相違ないそれで私の希望と致して入監時の健康診断が正確にならば種々の點に利益を得ることであらうと想像しますので、唯り死亡者に關係はありませぬが、實際に能く診断をし、能く本人の既往症などを調査する餘地がございましたならば、死に顔するか或は病氣

に罹つて始めて本人に其事を聴く、或は病氣に依るも其日数は立たないから本人に聴くこと出来ない、本人は蟲の息のやうに語る、其語ることを登記する價値もないのである、それよりも入監時に健康診断の方法に付きまして既往の病症を調べる程度まで行けば一層結構だらうと思ふ、又此既往の病症を調べるといふことは行政上に非常に利益があると思ふのは、第一本人の身體或は既往の病氣が現在の作業の種類に依つても煩ひをするかも知れませぬ、若しさうなれば作業を賦課する上に餘程參考になる、唯現狀を見て作業の過働から病氣を起すと思ふも、何ぞ圖らん其病氣は作業の賦課に付て出來たのであるといふ結果を見ることにならうと思ふ、其他之を懲罰する上に付ても處遇する上に付ても、乃至監房を區分する上に付ても、總てに影響するのである、今日行刑上の機關としては教誨師の方が精神的治療をせらるゝのであります、が監獄の職員全體と相俟つて此完成を期せなければならぬ仕事であるから一歩進みて監獄醫の如きは身體上の關係を能く詳悉調査を遂

げまして而して、又精神上の矯正方法と相俟つて結附を附けば餘程所遇の當を得ませうと思ひます、又もう一つには唯病的關係でなくして、所謂低能者と稱へる者もあるのである、此知能が足りるか足りないかといふ丈けでは、監獄醫でも或は判断が出来ないことがあるかも知れませぬが、併し體格の關係に依りまして判断の附くこともあらうと思ふ、初から低能者といふ認めが附きましたならば全然他の者之を別異する必要が生じませうかと考へます、何れの點から致しまして入監時の健康診断を丁寧にするといふことは行刑上唯一の手段であらうと私は信ずるのでございませう。それから又名古屋では斯ういふこともございませうが、各監獄でもそんなことはございませうと思ひますが、犯數の區分といふことを監獄は随分重きを置いて居りますが、此犯數の區分といふことが形式に流れはせないかといふ虞を懐くのでございませう、何となれば初犯と申しましても初犯の中には色々な種類がある、數犯繼續して罪を犯してすも處分を受けるのが初めてある爲めに初犯とす

るのがある、唯一度の犯罪の爲めに處刑せられたのも初犯となる、文字の上からは均しく初犯、初めて監獄に這入つた即ち初犯である、均しく監獄に這入つた初犯であるといふ點で處理しましたならば非常な間違ひが生ずるのである、唯入監度數といふ丈けではまだ要を得た譯ではない、固より監房の都合もございませう、色々な都合があつて之を悉く別異するといふことは行はれませぬかも知れませぬが、併ながら屢々犯罪をしまして唯處分を受けたのが始めてあるといふものは實は習慣犯者と敢て變らないのである之が多くは罪質、犯數、年齢といふ風の區分になつて居りますが爲めに、初犯は初犯ばかり這入る、再犯は再犯ばかりに區分する、此形の上は出來て居るが其要を失して居ることがあらうと思ふ、例へば再犯にしましても唯二度犯した爲めに再犯になる者がある、併し二度犯して再犯になつて居る者より五度犯して再犯になつて居る者の方が性質が宜しいかも知れぬ、故にもう一步進んで其處までの調査をして置きたいと思ふ、所が宣告文は多くは今抄本で

一の宣告文に犯罪の度數はあつても罪質のないのがございませぬ、裁判所の方では手數を省くといふ爲め、最も重きを以て基礎とするのである、各裁判所さうではございませぬが或裁判所は今申上ぐ如く一つか二つしか犯罪が擧りませぬ、其事に付ては名古屋では監獄の所遇上に影響を持ち、又所遇上に付て注意せねばならぬといふことからして、總てさういふものに出會へば唯宣告文は一つか二つになつて居りまして、常習犯者であるといふやうなことから「常」といふ印を押して寄越す、其「常」の印のある者に付ては部長が裁判所に行きますか、或は看守などが行く時に向ふで記録を寫させて犯罪の罪質と度數を書いて來るといふ扱ひをして居る、それに依つて大に參考するといふ扱ひになつて居るさうですが、是は私は名古屋ばかりだと思つて居りましたが、其後檢事長に會ひましたらば名古屋控訴院管内はさういふことにするやうに注意してあるから一般をふである筈であると云はれましたが、其事は安濃津では氣附させぬ、名古屋に來て其事を聞いたのでありま

したので、さういふ事柄は餘程必要な事柄であらうかと考へますから、若し裁判所からさういふものが來たならば犯罪の性質、度數、事實などを既かにして、注意を加ふことが行刑上必要なこと、考へます。それから又私は監獄醫の方の注意上に付きまして一つ感じたことがございませぬのでそれを御話して置させよう。

私が和歌山に參りまして四人の情苦に斯ういふことがあつた、或監獄醫が其診察所へ入監の健康診斷をせらるゝ時に、部長に向つて、大坂から來た囚人はいけぬ奴だ、手に合はぬから宜しく一つ窘めてやるが宜いと放言されたさうである、事柄を聞きまして以來うれを聞いた囚人が澤山あるが、中には大體醫師といふ最も信頼をせねばならぬ者にあつては呉れまい、不親切を極めるであらう、從て監獄醫がさうであれば他の役人は如何なる處置を執られるか知れないといふ感念を頭に描いて其頭で總ての事を聞くものですから、部長や看守の接する事柄に餘程偏頗な處置をする、といふ考が

あるが爲めに、所謂自暴自棄の念慮を増したといふ結果を見たのである、而かも醫師の方が言はれるのみならず、戒護官吏の人が是は大坂囚、是は和歌山囚だと斯ういふ風に區別して言はれたさうです、大坂囚だと言はれるとが直きに頭に浸込んで、是は晚まれるのであるといふので、手に合はぬ近來は嚴達をして、さういふことを公言すべきものでない、役人の頭に描いて居るものでないといふので餘程變つて來たので、囚人も稍や喜んで居つたのであるが、此醫師方が一言さう言はれたのが非常に彼に自暴自棄の念を起した唯一の機會を見出したといふとである、是は極く極端の一例であるが、前に申す如く比較的囚人の頭が教師に信頼するより醫師に信頼する念慮が強いといふ傾向があるさうです、さういふ信頼をして居れば猶更のとであつて、さういふ一言一行が非常に影響を持つからして、さうなると典獄か總ての事を統理して行く上に非常に困難があると云はなければならぬ、それ故に言行を統一にしまして各職員が一體に此行刑に當るやうにしなければならぬと思ふ、

○免因保護獎勵費に就て

門外金坊

人有積財而不能散者君子謂之愚
知散之而不~~要~~諸道者亦爲愚一也 (劉基)

社會發達の程度は計り知るべからず我國開國二千五百年文物の進化大に見るべきものありと云ふと雖も尙ほ其中途にありて今後幾千萬年を経て其極に達するものそ然るに彼の競争を爲す者を視よ如何に其激烈なるかを人生僅かに五十の齡を以て此幾千萬年最後の優勝者たらんとす之を愚と云へは愚なり賢と云へは賢なり最極の距離餘りに遠くして斷定すべからざるを了せん然れども現時社會の狀態を観察すれば蓋しシヨルチ氏が嘗て人を評したる言の適切なるを想はざるを得ず曰く

食を獲るに従つて愈々欲望を増加するの動物は唯た人あるのみ又満足する所なきの動物もた

人あるのみ

と是等競争は實に避くべからざる現象にして都會の擴張發達は村落の人口を吸收し農業をして萎靡振はさらしめ大工場の發達は小工場をして壓倒し機械工業の發達は手工業をして衰退せしむ其他商業に運輸に各々然らざるはなしアタムスミスの分業論は商工業に向つて貢獻する所大なりしや勿論なりと雖も其極端なる解釋と極端なる發達の結果は遂に失業者の多くを出し延て不良犯罪者を増加せしむるに至れり此時に當りて政府及有識者の間には是れか救済策に就き學々として講究せられ種々なる慈善團體の興起を見また一方に於ては社會主義なるもの現出して是等不幸の失業犯罪者を糾合して富の平均分配を求めんとし益々其勢力を擴張せり斯る故に歐米諸國に於ては已に業に法令の發布を見或は國家事業として或は公共事業として改削施行せられたるか故に今日稍や見る 足るものあるに至れりと雖も我國に於ては未だ此種の施設不完全なるは大に吾人の遺憾とする所なりしか最近一の快報は耳朶に達して曰く感化法及免因

ふに

保護獎勵費の下付實施せられんとし後者に就ては既に司法大臣は略成算を得たる由にて各地典獄に向ひ保護獎勵金の取扱手續を訓令せられたりとコハ本誌讀者の余輩より以前に知了せられし所なるべし而して其訓令の内容を閱するに僅かに六ヶ條項を以てしたり余輩其放膽なるに一驚す何となれば此訓令六ヶの中にて重要な條項と認められしはたゞ左の二項あるのみ

一獎勵費の交付を受けたる者は其事業經營上に就き典獄の指揮を受けしむべきものとす

一獎勵費の交付を受くる者にして出獄保護事業の目的に適せずと認むるときは意見を附して其狀況を報告すべし

司法大臣は情狀に依り獎勵費の交付を取消し若くは停止することあるべし

政府は如何なる成算を得られたるか未だ知るに由なきも現在に於ける典獄の職務は果して此の新なる職責を擔ひ處理し得るの餘裕ありや又保護會此金額を享受して典獄の指揮監督の下にありて果して事業の發振を期し好成績を挙げ得るや否や思

一監獄數百の罪囚を收容して嚴重なる戒護監督を行ひ以て行刑の自分を全ふするは重且大なる責任と云はざるべからず過去現在の典獄にして献身的に此職務に當りて責任を全ふしたりと云ふ底の好成績を挙げたる者幾干あるか否な吾人の満足とする成績を挙げたるを聞かざるなり之れ或は職務の性質の然らしむる所にして已むなき次第ならんか余輩未だ典獄の職務の實際内容を知らずと雖も其事務の複雑多なることは之に關する書籍を一見しても窺知するに足れり敢て之を責むるを欲せざるなり然るに今更に此の監督指揮の職責を加重せられたるは典獄の名譽として其上なかるべしと雖も元來人の能力の發作は決して無盡藏に續行するものにあらずして必ずや或る一定度の外に超出するを許さざるなり況んや此職責と現在の職責とを相比せば其輕重は差別し難きなり若し或は金錢の出納が弊害を生し易き點よりすれば或は免因が容易に感化し難き點よりすれば寧ろ却て此職責難重なるを信せらるゝなり續つて

奨勵金を受くる保護會經營者の側に立ちて考察すれば此金額の交付を受けた者が其事業の經營上に付きて一々典獄の指揮監督を受けざるべからざるは誠に有難迷惑の次第にして事業の進行上に一差障となり完全なる成績を擧ぐるを期することは難きに至るべし自由の抑壓は人生最大の苦悶なるか如く事業に於ても亦其然るを免れず嘗て英國の商業者か富の増加を需むるならば吾等に自由を與へよ爲す儘にせよと絶叫せしも宜なりと云ふへし左れば切角の奨勵費も斯る制限を附するに於ては其實質を失するに至るなきか余輩の疑問とする所なり何となれば保護會の劃策も典獄の認むる所とならず典獄の意志も保護會と一致せず相互の間に意志の齟齬權利の衝突を惹起するの虞あればなり故に政府は奨勵金を下付したる以上は其使用の方面に就ては勿論監督指揮も捨て、保護會の自由を一任したる時に巡視をなし或は成績報告を徴することゝせば充分なるべし而して保護會は此金額を受領する以上は是に於て其責任は一層重きを致すか故に十分慎重に之れか費途を撰ひ好成績を擧ぐ

るに務めざるべからずなりぬ前に記したるか如く政府は調査の結果略成算を得たりと云ふも其調査の結果を公にせよこれは知るに由なきも余輩は未だ其期には到達せしと思惟する者なり

今免囚者に對して直接關係の大なるものは社會なり然るに現社會に於ては未だ是等の免囚者を迎へ容るゝ程の度には達せざるなり前に記せる如く商業の發達は爲せしと雖も免囚者は此中に入りて安全に生活を營むことは到底能はざる所なり而かも失業者の數は日に月に増加する状態なれば勞力供給の競争は實に烈しきものなりとす若し余輩の希望する監獄及保護會の共同統治が出来得るものとすれば此競争を離れて扶助することを得んか(共同統治に就ては他日記すことあるべし)茲には未だ其期にあらずとの推定に由りて奨勵費の下付を止め代りに貸與すべしと主張するなり讀者は日々新聞紙上にて政府の財政の窮乏せることを見受くるならん此時に當つて例令其費金は少額なりとも此危急ならざる事業に向つて支出を承認した

るは單に刑事制度の進歩と云ふのみにはあらずして他により以上の大なる原因の伏在することを思はざるべからず其原因とは多年政府か最も忌む最も嫌ひ最も恐るゝ所の社會主義の勢力の増進にして之れを防禦するの手段としたるものなりと信せらる。されば此金額の融通利用の恒久的方法を計るの必要あるべし之れ余輩の貸與すべしと主張する所以なり

其恒久的貸與の方法とは他なし無利息年賦償還の方法を以て各保護會に貸與すること是れなり之に依れば典獄の職責も前記の如く重大ならずして唯た貸借當時に於て受授の手續を履行すれば足り又保護會は此金額の費途自由なるか故に事業の進行を全ふし得且償還任務の存するなれば可及的生產的に使用すへし又政府に於ては保護會より償還せる全額を以て漸次之を他の保護會に融通貸與し得るか故に斯業の發達をして眞に奨勵興起せしむるを得べく且財政の苦乏の幾分を扶助するに足らんか而して此方法手續は敢て繁雜なるを要せず頗る簡單にして足れり茲に一例として紐育に於ける慈善

銀行の手續を紹介せん但し此銀行は慈善有志者か資金を據出して營めるものにして我國に於ても數多の慈善家か此種の銀行を設立するは現社會の要する所なれば併て參考に供す

慈善銀行は紐育の猶太人居留地の中央に設立され猶太貸金組合と稱す此銀行は一厘一毛の利子を取らずして貧民に貸與するを目的とす其設立は今を去る十五年前にて九十弗の資金より始め今日にては貸付口數一萬五千に達し其金額は二十五萬弗に上れりと云ふ其貸付の方法は至極簡單にして即ち貸付を請求せんとする者は一定の保證人を求め五弗以上二百弗以下の範圍内にて其の由を銀行に申出つる時は數目を経て銀行は其の要求に應ずるなり而して之れか償還の方法は週賦又は月賦の方法により極めて僅少の額を度々に償還する仕組なれば毫も苦痛を感ずるとなく而して一旦先の借入金償還し終へたる時は新たに同額の貸付を許可すかくて其人か一定の位置を得て最早借金の必要なきに至るまで引續き此關係を持續するなり若し借入者が償還し得るときは時期を延長して便宜を

與ふるが故に違約して銀行に損失を與ふるものな
しと云ふ此銀行に關係せる人々は悉く無報酬にて
自己の事業の間暇を利用して之れに當れりと云ふ

○在監人食量指定に關し望む

所あり

盛岡 木葉 生

在監者給與の食量には多層の階級を附すべからず
食量に階級の多きは利益する處なく却て之れより
生ずる害の多きを免かれざるべし故に單純に強役
輕役の二階級に止むべし彼等在監者に對しては衣
食に汲々たらしむべき時機にあらざるべし少くも
衣食は之れを適應ならしむめざるべからず然らざ
れば安を克く精神改良てふ一大目的を遂行し得べ
けんや殊に彼等は常に猜忌心に纏綿せられ何たる
細事にも猜忌に驅られ又た悪感情の増進し易き情
態にある一種の病者なりとす之れに向て今將に一
大手術を施さんとするに當りては必ず先づ營養の
充實を謀り而して徐に感化誘導して以て根本的其
病根を消除せざるべからず然るに此の營養の充實

を計るの手續を爲さず枯槁瘦弱したる處の病者に
向て直ちに至難なる大手術を遂行せんと欲するは
則ち其病根を斷たんとするものにあらすして眼前
病者の苦悶に同情して貴重なる生命を斷たんとす
るに似たり宜しく順序的手段方法を誤らざるにあ
らざる以上は決して最終の美を期待するを得んや
世間往々衣食屏去問題は繼母の繼子に對する處遇
上に見聞するもの少しとせず而して青年犯罪者
中に在りても此の種の家庭より生ずるもの最も多
きを見るべし
人として一度不幸監獄に投するあらは自家の貧富
に論なく亦た其賢愚の差別なく齊しく食慾に制せ
られ食量問題に付ては彼等の寸時も念頭を離去せ
ざるなり
凡そ人の食量なるものは個人性格に應分せしめざ
るべからず之れを節食し又たは殊更之れを食する
如きは則ち天性に背違せる行爲なりと云ふべきの
み社會に於ける一般の狀況及家庭の如何に不拘職
業勞動の程度を以て當該者の食量を増減變更すべ
きを聞くと雖も若し之れを勞働程度を以て食量の

標準と爲さんとならば強役輕役の二種階級に止む
べし漫りに多數の區分階級を附し以て處遇するあ
らば個人體質と其性格に應分する能はざる食量を
給し所謂生理人道に背違したる處遇なりとの譏り
を免がれざるなり然るに各監獄に於ける在監者食
量は作業の種類則ち其の勞働の輕重難易に依り多
數の階級を附したるの規定を實行しつゝあり其の
作業たるや寔に簡單なる事由即ち事務上の都合又
たは素品欠乏等に依り賦課作業をして屢々變更せ
しむべきなり而して作業異動を生ずると同時食量
も亦た變動すべきこと當然免かれざる處なりとす
此の如き易々として個人の作業及食量の變更を敢
てせらるに至らば當然彼等の身體に影響すること
當然なりとす

從て取扱上にも幾多手數と又た繁雜を來すべく誤
謬等も自然生し易きなり事務上の繁雜等は尙ほ且
つ之れを忍ぶべしとするも本來在監者處遇上頗る
有害を認むべきなり故に現行食量標準を改正せら
れたき希望を有するものなり
在來慣習よりするも社會の上下に論なく何れの場

合を不問人の食量なるものは必ず個人性格の應分
に任じ決して之れを云爲するをなさず否な之れを
爲すは最も耻辱なりとする所にして寧ろ勤むるは
世態普通に見る處なり然るに監獄に於ては何が故
に個人性格に適應せしめずして常に變更し易き作
業に標準する方法を採用したりしか深く吾人の
疑惑する處なり彼等在監者にして幸ひ敢て健康上
害の波及するなきを得たりとするも彼等には食餉
の外何等一つの慰樂の途なく三食授給は無上の慰
樂とする處然るに以上述ふる如く動もすれば食量
に變更を生せしむるは實に亦た不憫の極なりと云
ふべし

此の如く屢々變更する食量にも増量する場合にあ
りては敢て感ずる處なきも之れに反して減量せら
るべき場合にありては彼等の著しく苦痛と不快の
念を惹起し益々猜忌と又た悪感情を増進し頗る感
化上不利を認むべきなり而して増減せらるべき場
合に於ても其程度甚だ漠然として往々監獄則第四
十二條處定の減食處分と同等なる場合又た少しと
せず之れ則ち極端より極端に涉る急激なる變更の

場合なりと雖ども之等の場合決して少しとせず此の問題に付ては曾て小河法學博士の著書日本監獄法講義中食量増減の激變は之れを避けしむるを要すべきことを説示せられたり

人の食量なるものは病的原因に出づるの外決して之を容易に變更せしむべきにあらざるをり作業の輕重難易は個人の要求にあらず官之れを命令するにより今日は前日より作業の輕易なりとする事由を附し直ちに當該者の食量を減する如きは抑も條理に適せざるなき乎本人に於ては毫も怠慢の狀なく寧ろ食量の減少せらるゝを恐れ如何なる重難なる作業も之を辭せざる在監督者の實狀なりとす

一、取扱上の繁雜 凡そ在監督者の食量は個人の作業賦課に依り之れと同時に其食量の決定すべきなり而して一度工場に出役せしめたる午後には在りては工場主任より其日午後二時又は三時迄には必ず翌日需用すべき食量及其員數等第三課に向て報告し第三課は之を取纏め更に炊所擔當に交付すべきなり炊所擔當は之れを以て明朝配食するの準備に着手すべきなり之れ各監獄とも大同

あり尙ほ工場及食堂等に在りて列座の同囚中に於ける各自其食量を異にして甲は 合六勺乙は 一合八勺丙は二合丁は二合二勺と云ふ如き數多き區分階級ある處の食量たるを以て其作業の同種中にも尙ほ細別して大中中巾小巾(機織工)又は藁工に於ける筵と繩草鞋と藁打等其間極めて少量を増減するなり原より食慾常に餓鬼の如くなる彼等に對し以上の處遇を爲すは彼等を益々猜忌の淵に陥落せしむる者と云ふべし此の境遇に在る彼等に對しては如何に靈妙なる教誨を加ふるも到底形式的聽聞に止まり飄然之れを腦裡に秘し事理を辨別するの勇氣なかるべしと信ず近來監獄經濟の如きも大に進歩改良を加へられ殆んど遺憾なきの域に進みたるを知れり彼の殘飯整理の如きも最早監獄一致の方法に依り之れを處理せらるべきなり故に若し個人配與の食量にして過分なるものは之を殘飯として返納すべきなり而して又た之れを再用する何等差問のあるなきなり彼等の失望と又た苦痛を救ひ一面又た手數省略上よりするも大に利する處ありとす

小異なる取扱なるべしと思考すべきなり右は普通異動なき場合の取扱にして臨時的作業異動の生ずる時は一度主任より報告を了したる後ち種々なる必要より一工場の全部又は其一部及び個人の作業に異動せしめざるべからざる必要起り其發生する時期に於ても之れを豫定する能はず若し豫定するを得べしとするも素品未到達の如き即ち其到達するまでの支障なるに依り時間切迫し又は全く到達せざるに依り已むを得ずして之れを轉役せしむる場合決して少しとせず此の如き急遽に起る異動に付ては一層繁雜を來し僅かに勺位の差違と雖ども少量の差違なりとの口實を以て其取扱上決して之れを省略するを許さざることを勿論なりとす實に其の繁雜なることを名狀すべからず

一、當該者の痛苦と失望 以上の處遇を受くる在監督者作業に原因する食量増減變更の屢々行はれ之れに依て彼等の痛苦と失望の程度は又た局外者想像以外に出て大に同情する處多し原來間食の自由なき彼等には常に食の不足を感想しつゝ

若し假りに作業の撰擇は任意之れを爲さしむるを得べしとせんか作業に伴ふ食量なるに依り多量を望む者は作業の重難なるものを撰擇すべし之れに反し量の多きを欲せざる者は輕易の作業に就くべしと雖ども本來作業の撰擇は監獄の指定に依るものにして食量なるものも又た當然指定食量なりとす故に多くは個人性格に伴はざる結果を生ずべきなり單に個人體質と性格に伴はざるのみならず全く懲罰に處せられたると同様なる結果を見るべきなり例へば木挽工就役者にして素品欠乏に依り一時轉せしめざるべからず然るに資格上の關係より到底外役は不可能にして己むなく網工の輕役に就かしめざるべからず此の轉役の結果に依り當該者は其食量に於て差異將に二分の一に相當する減量食を給せしめざるべからず依之午前の食量は二合八勺の多量食を受くるも午後に至て頓に網工輕役食量即ち一合六勺乃至一合四勺の少量食を給し極端なる變更なるも規定上如何ともする能はざるなり唯た彼等は喟然として暗涙を呑み此の苦痛を忍ばざるべからず誠に惘然の至りならずや之れ吾人

の敢て貴重なる本誌餘白を請ひ衷情を纏述して以て斯道先輩の考鑑を仰ぎ及ぶべくんば條理に近き處遇を與へ彼等の健康と又た痛苦の幾部だも輕減せしめんと欲するに外ならず依之又た事務上の繁雜を免かるべし茲に吾人の改正希望は結局強役食には二合八勺とし輕役食には二合五勺となし之れを以て渾てか飽食と云ふにあらざして所謂監獄則處定に二合以下の範圍を越へず階級の少なきに依り簡單にして且つ取扱上に多大の利益する處ありと思惟せるなり

○囚徒逃走に就て

秋田 高橋 圓藏

囚徒逃走は監獄の最も禁忌すべき事件である過去十年間當監獄に於ける戒護吏員の精勵と綿密なる注意により其悲運に遭遇しなかつた然るに去る十月下旬俄然囚徒二名の逃走事件が出来たので近來の一大失態として職員の見聽を喚起せるもの甚しく茲に余が當夜戒護の一員として直接に關係した

る概要を列記して全國戒護機關の警戒に資せん難の當夜は四空暗慘非常なる暴風雨であつた他の破獄實例に徴するも天候不良の際禍患の多きは事實であらうと思ふ當監獄は改築初年度にして建築房の狹隘なるを偶ま戒護檢束の上に於ても前年に比し一大變化を呈す典獄各課長事務時間外退出後巡視として風雨烈しきの夜閉切りの表門を敲くこと屢々其精力の爲めに部下相戒飾して互に精勵を期する實況である

脱監當夜は當直輪番であつた同月二十一日午後十時三十分元女監方向に警笛類なりとの急報に接す勿惶着服の上耳を澄せばビー音響遙かに聞けず(呼子笛は前年全部大形に改む)覺へず聽神經を刺戟する寧ろ一種の恐慌と不安の念禁する能はず直ちに現狀に駭付け第五監七番房拘禁囚七名の内二名大膽にも入口戸を開放の上脱監し廊下より一目散に逃出するを目撃したる守衛看守が追跡し構内に於て踪跡を失したりとの報告である一見してゾツとせざるを得ない監房は角格子入口戸中央門押

金を抜き取り上下角木に錠前附着的儘上部に揚け開放したのである嗚呼監房檢査の際一寸した氣の附かぬ箇所より大瑕瑾を生ずるは甚だ遺憾である時を移さず逃出せる構内方面を搜檢するも假工場及建築材料の堆積しあるを以て咄嗟の間に厚板を板塀に掛け踰越したる形跡歴々今尙は戰慄を禁する能はずだ感想一轉して逸囚の追跡捕護の手配を爲す典獄は官舎より第一看出動の上非常召集を命ぜられ十分乃至三十分で過半以上の職員が駈附け出勤したのである配置整頓して第二追跡隊は出發した

逸囚の姓名及罪質は首謀岐阜縣產前科窃盜九犯金澤監獄より移監囚加藤新一共謀本縣產窃盜前科十犯竹内三之助何れも毒皿的徑路を經つゝある營業犯者である追跡隊看守佐々木銀次郎氏本監を離る約二十丁八橋村面影橋附近警戒中目前に差蒐りたる菅笠を冠り毛羅を着けた怪しき一男棒杭を持ち通行するを認め一應取調べ引致せんとするに該棒杭を振り上げ喰つて掛り一場の格闘を開始するに至つた奴は暴力身體強壯である佐々木看守は日露

戰役の勇士にして平素武術練磨し膽力の鍛練はイザと云ふ場合に臨んで見事に一方を倒すことが出来た彼を組みふせたるに共謀三之助である(刀劍は前年全部折鈍に改めたるを以て組み打つの際危険を免れたと云ふ)取押へ歸監せられた新一は包圍線に陥ち入りたるも雄物川岸に繋留の魚釣舟を漂はし彼岸に逃出せられたるは甚だ遺憾千萬彼は行衛暗ますこと數日にして山形縣天童警察署諸巡查の手に逮捕せられた今や兩名復監の上各二ヶ年の處刑を受け平氣で優遇せざれば再び逃走すると放言するか如きは毒惡極まる奴である終りに臨み當夜非常召集に應じたる職員諸氏の勤勞を謹て感謝す併せて全國僚友の警戒的參考に供する次第である

○手帖の一部

河村 鑄太郎
 監獄 監 玉篇大全云ミル視也字彙云カンガミ
 ルツカサ馬鑿同又唐官有寺有監 獄 玉篇大全

云ヒトヤ 三王始有獄殷曰爰畢周曰囹圄又謂之獄又謂園土小補韻會云ウツクエ、アラソフ説文确アラソフ也獄者核實道理名陸云鄉亭之繁曰岸官府曰獄周禮注云訟謂以賄貨相告者獄謂相告以罪名者是其對文例也散則通也

○在監人を他監に移すは大祭令日年末休日等に發送せしめざるは勿論可成押送途中に在らしめざるを要望す監人をして充分に祝意を表せしめんと欲すればなり

○酒の害

奥國ブロン市の「ドクトルヘルツ」氏工業の盛んなる同市に於ける一週間中の犯罪事件を調査したるに

日曜 六八 月曜 三七 火曜 一三
水曜 一四 木曜 二八 金曜 二八
土曜 四四

又感情の發動より來る犯罪百に付六十は酩酊の爲めなり

備考 日曜は休業して一週の鬱を散するの日に

伯林酒害防遏會第二十回總會に於ける調査報告に依れば

- 一 軍人規律違犯は百分の三十八
- 二 家政紊亂は 同 五十五
- 三 風俗壞亂 同 八十四
- 四 自殺 同 四十七
- 五 癲癩 同 三十
- 六 精神病 同 五十
- 七 放火 同 三十四
- 八 子女を棄兒院 同 七十二

又は孤兒院に入らしむる飲酒家 同

○十一月十五日發行警世新報第百三十號河野純孝氏の市ヶ谷監獄生活を讀む

監獄生活をすするものが次第に増加すと然るに十前前に比すれば四割を減せり○囚人の口腹關係は餓鬼の如しと少量より來るか心理より來るかは暫らく措き氣の毒なる有様なり労働時間は世間の十時間に比し短しと宜へなり八時五十二分餘なれども世間は二十四時間の三分の一即ち

能く聞けば聞く程深し閑古鳥

雜居制の其の弊とする處相互の間に思想を交通し得るを以て罪惡傳播を來たし終に犯罪學校とは多辨を要せざるも知る所なり

一 箸かつねにはまりし飯の味

分房制は彼の罪惡傳播の弊を去らしめ社交の關係を遮斷するを以て自から先非悔悟の念慮を呼び起しめ終に其目的を得るの價値あるものと認む

秋の雨こゝろの底を覺へけり

懲戒主義は専ら囚人に苦痛せしめ監獄の畏るべきを知らしめ再び罪惡に陥落せしめんことを避けしむるの主義にして徒らに慘忍酷薄の所遇方法を曉らしめ然れども其効なく却て犯罪者を増加せしと聞く

打ちたらは殖わて戻るや牛の蠅
感化主義に於ては精神的教育に依り犯罪者の爲す可からざるを曉らしめ唯悔悟歸善せしむるの方法のみを取り依て懲戒方は爲さずして専ら感化上の利益のみを施したるも其實改悛の目的を達する能

○遇囚觀

遇囚の要旨に就て風流の趣味

にて述へければ

霞 浦 生

遇囚の方法としては一は懲戒を知るく同時に感化し併せて之れを行ひ看守の職務其主要なる點大難事とする處茲に在り

雜

錄

○東京便

香川又二郎

拜啓筆硯益御健勝奉賀候鳥兔々々未の一歳も旬日の後終結を告げ新陳代謝萬物轉た其の相觀を改むるの期に迫り候一夜明くれば雲煙霞彩山水秀麗陣々たる春陽を迎へ車駕轆々賀章繡々の盛觀を呈し候事と希望の光を宿し申候、年頭賀狀の交換は形式的虚禮なりと申す人も有之候へ其平安を報し舊情を温むる儀禮にて決して侮蔑の意を以て觀るへきものに無之候然るに近年は年賀狀郵便規則にか申す特種の規程設けられ賀狀を一括とし豫め郵便局所に預け置き候へば一月一日のスタンプを捺して配達局へ廻し置き數百里の遠方に在る受取人にも一月一日に配達するとの事に候之れ年頭に於ける賀狀の輻輳は延いて一般郵便物に遅延の結果を生ずるを防止する當局苦心の結果と認め候へ共賀狀は一月一日に齋戒沐浴天神地祇に禮拜し始め

て執筆し發贈すること當然なるに前年晩冬の枯槁を而かも一月一日執筆の如く假裝し且つ發贈し郵便上又實際上に於て人爲の難き數百里外へ一月元旦に配達せしめて得々たるもの果して何の心うや斯る假裝の賀狀は形式的虚禮と申すべく受くる人に情誼を感せしめざるのみならず反つて一種不快の念を惹起せしむるものに候、假裝とは監獄に於ては僞善を意味する用語の如く思惟被致候折柄假裝の賀狀は心事の陋劣を表するものに非るかとも思はれ候囚人行狀の假裝を咎むる當局者は形式的假裝の賀狀は互に發贈せざることに致度候之より思及したる譯にも無之候へ共監獄事業に従事する者の間には同一廳に數人の僚友ある場合には連名の賀狀一通を交換するに止め節し得たる金額を有益なる事業差當り免因保護事業に義捐せばやと存候御同意これなくや

雜

錄

を發刊したる例に依り獄法號とも申すへき一部を發行せんとの希望も有之趣に候監獄法及監獄法施行細則の兩案は曩に其筋より監獄當局者に豫め意見を徴すべく内示せられたることにて略其内容をありとするも刑法案の發表時の如く全然窺ふを得ざる虞無加之多少の變更も實質には大差無之候又變更したる箇所を詳悉すること亦強ち難しとせざる所に候故に少くも刑法號當時の遺憾は有之間敷存候刑法號發刊に際し椽大の筆を揮ひたる監獄當局者は獄法號發刊の曉には更に幾倍の意見を吐露せらるることならんと推測致候刑法號の發刊は議會をして一顧せしむるに餘日無之竟に六萬十菊の憾を貽し候につき獄法號は前轍を履まざるべく期待致候監獄當局者に於ては今より千思萬考機宜を失せざるべく御奮勵の程希望に堪へず候眞木事務官は明治十五年監獄事業に就職し今年にて二十五年と相成候就ては二十五年就職紀念の爲め祝賀の宴を張らんとの内議二三先輩の間に起り候其議の結果は何如に表彰せらるへきかは詳かに

承知不致候へ共兎も角一美舉に候同氏は久しく内務に關係として監獄課長として又典獄として辣腕を揮ひ今現に監獄事務官として斯業に全力を傾注せられ候事は夙に御承知の通に候其間監獄の事業は幾たひか變遷し改良したるかは御想像に委し申候も同氏の貢獻せられたる事不尠は申すまでも無之候近來二十五年就職紀念會は學界にも教育界にも行はれ随分表彰せられたる例も有之監獄界には先例も無之様思考致候長屋典獄畑典獄山縣典獄等も二十五年に達し居候はんかと存候も何如にや藤澤典獄は明治十八年より小河事務官は十九年より斯業に身を委ねらるゝこの事經驗豊富の士多々倍加候事熾なりと申すべく候

年末に差迫り候今日この頃十勝監獄には外役場に於て囚徒二名共謀の逃走有之戒護の看守一名を産し佩劍を奪ひ共に逃走したるより一名の看守部長騎馬にて追躡し格闘の末遂に囚徒一名を斬殺し他の一名は追跡看守の爲めに逮捕せられたる由報道に接し候和歌山監獄にては日曜日總囚教誨を終り退場するに際し或囚徒二名の間には衝突を來し一名

は竹箆を以て頭部を毆ち掛りたるより看守は之を取押へ監房に入らしめんとする際對手の一名は看守の劍を奪ひ先に自己を毆ちたる囚徒の肩口に斬付け十日間休業加療を要する傷を負はせたりこの事に候事何れも重大未だ遽かに瑕疵の有無を判定難致候へ其魂の本体たる腰間の秋水を奪はれ候事洵に以て遺憾千萬之につけても常に劍柄を握るの注意は寸時も苟且にすへからざる次第油斷大敵とは千古渝るなき格言に候又之に反し長崎監獄にては賞表を有する一名の炊事囚人は殊勝にも他の囚人の井戸浚の手助けなさんと釣瓶繩を引揚ぐる一拍子に繩は切斷したるより一同雪崩倒れとなり危険やと思ふ瞬間前記一名は井戸側に前頭部を打付け腦震盪を起すと同時に井戸に眞逆に落ちて死亡したる由憐愍の至りに候此等は全く作業に起因したる傷疾且つは不慮の最期に候曾て作業に起因したる傷疾疾病に就て其筋の調査有之其の當時所感を陳へたる事も有之候も今回の事件の如きは何か救助の方法相立つまじきや遺族にでも相當保護を加へ候は、聊か慰藉の一端と可相成歟之につけて

も改正監獄法には右等の一項挿入せられ候事希望の至に候併せて救済は何如にせば最も可なるや大方諸彦御垂教被下度候
大阪の僚友よりの近信に依れば從來出獄人と申し候へば蛇蝎の如く世人の擯斥を受けたるも今年四月以來警察部は一面に被監視人の住宅に巡查を派し監視し又は舊態を檢舉するか如きことを避け一面には郡町村長と協議し成るべく保護の方針を取り出獄人を郡役所町村役場の小使に雇入れ又は道路修繕其他公共的職業に使役する事としたるに其効果著しく顯はれたりこの事に候近來各地に出獄人保護協約の如きもの行ばれ候へ共其結果の可なるか非なるかを知るの機會乏しきは頗る遺憾に存居候先便にも申上候通り近來出獄人保護の事業に稍注意を惹くに至りたるは監獄當局者の満足する所に候然るに日本全國到處佛敎殊に眞宗信徒の在らざる處無之候に何故に本願寺の訓告に基ける「免囚保護」てふ事の一般に行はれざるや宗派の東西を論じ教旨の新舊を云爲し着手し得ざるにや左もなくば全國中此の擧の寥々たるは何故にや

御意見も候は、御腹藏なく御發表被下度免囚保護獎勵費は明年度豫算にも公認せられ候場合折角奮勵一番致度ものに候

○金澤監獄未成年監の
狀況一斑

中橋 犀 涯

明治三十六年十月より特別監として福井富山の兩監獄及常監に入監せる未成年囚を收容し來りたる七尾分監は昨年三月を以て懲治人を收容することに變更せられ同時に未成年囚は總て之れを本監に收容することとなりたるも當時本監は建築工事中にして監舎の竣工せしもの未だ多からず又た最初より未成年監併置の設計にあらざりしを以つて收容上尠からざる不便を感じたりしか恰も好し構内の一隅に男拘置監として建設せる監舎の竣工せるものあり一時此に收容することなし分監の現在囚三十九名を移せり其後監舎全部の建築を了はるや最初女監に充つる見込みを以て建設したる場所の未成年囚を收容するに最も適當なるを認め更に是に移せり而して此の未成年監は丁年囚の監房及

工場と遠く相距り聲息通せず且つ區劃嚴にして教室敎誨堂工場浴場雨天体操場診斷室病室調所事務室等總て必要の設備其内に備はり監房は雜居房九獨居房二十六を有し優に豫定の囚員を收容することを得今や處遇上に何等の不便あるなく丁年監と併置しありと雖も實際に於ては特設監獄と毫も徑庭あることなし爾來月を閲みすること茲に十有九其間に於ける入監者は二百二十三人(福井監獄六十九人富山監獄七十二人當監八十二人)出監者は二百四人現在員五十八人(十月三十日現在)にして常に直接之れか教育の任に當れる處の職員は敎師一人看守部長一人看守四人(二人宛)とす仍ほ主任としては醫務敎務の兩所長及第二課長之れに當り可成少數固定の人を以て之れか運轉に任ず而して囚情は一般に益々平靜柔順にして常に職員を敬愛し確に眞心悅服の情を認むることを得職員亦た寬嚴中庸を保ちて特別行刑の趣旨に悖らざらんことに努め善身なる風紀は愈々厲行發揚せられつゝあり尙ほ進んで新に入監し來れるものに對しては先づ其の耳朶を撃ち眼珠に映する處のもの一として迷夢を

覺醒し開悟を促すの導火線ならざるものなからしめ斯く未成年監は獨り入監以後の特別教養のみ價值あるに止まらしめす既に入監の際に於て其の善良なる風化に接し自ら爾後に於ける教養の素地を獲得せしむるに注意せり處遇に關する方法に於ては既に理想と實驗に基き確立せるものあり(本誌三十八年十月分雜報七尾分監未了年囚處遇一班參看) 移轉後に於ても一層之れか勵行と周到を圖り猶足らざるところは漸次に之を補ひ以て特別行刑の目的を達するに努めつゝあり今入監者に就ての狀況の一端と移轉以後に於て施設及改廢したるもの、大要を擧ぐれば左の如し

入監者の刑期及罪質、入監者百人に付き刑期三ヶ月未満卅八人六ヶ月未満廿五人一ヶ年未満廿四人一ヶ年以上十三人の割合にして概して短期に失し爲めに入監者の約十分の六に對しては殆んど豫期する處の教養を施す能はずして出監せしめざるを得ざるを遺憾とす長刑期必ずしも望む所にはあらずるも極端なる短期は却て墮落を促し寧ろ處刑せざるの優るものあるの結果を見るに至らん試に

昨年三月より今日に至るまでの間に於て初犯出監者百卅人中幾何もなくして再犯に陥りたるもの、數を調査すれば實に十五人の多きあり而して其の孰れも前刑が六ヶ月未満(内三月未満)のものゝみなりし點より見るも短刑期が如何に不結果を醸すかを知るに足る又た罪質を見るに最も多數を占むるは窃盜にして入監者の殆んど八分強に達す由來何れの時代何れの監獄に於ても窃盜犯者の最も多數を占むるは通例にして敢て異とすへきにあらずと雖も犯罪の跡に就て見るに名は同じく窃盜なるも丁年者と未了年者との間には著しく異なる點あるを認む則ち丁年者の窃盜は概して其の所爲複雑なるものを多しとするも未了年者の窃盜は概して其の所爲單純にして行爲の範圍又た極めて狭少なり蓋し未成年者の犯罪は概ね遊惰に基因する一時の究迫を脱れんと欲し或は偶發の慾望を満足せしめんか爲めに行ふものにして其の處爲たるや極めて輕易にして且つ手近き處に向つて發するを常とすればなり従つて未成年者の窃盜には犯罪用具或は勞力を要する處のもの尠なく獨立の行爲にして共

犯者なく會て犯罪を以て營業の如くなし居るもの群に交はりて犯罪手段を研究せるか如きものなく眞に單純なる犯罪にして且甚たしく悪性に發達せるもの少なく所謂俗に小盜と稱する處のものに過ぎざるか故に之が矯正は概して有望にして又た易々たるものあり然りと雖も矯正の實を收めんとするには之に相當の時日を貸さざるべからず然るに裁判の實況は犯罪の輕微なると云ふ理由にて歎極めて短刑期の宣告するの傾向あり短刑期は前叙の弊あるのみならず偶々受刑者をして刑罰を輕侮するの念を惹起せしむるに至り爲めに監獄に於ける教養感化も遂に彼れを墮落の淵より救濟するに由なく斯くして再犯三犯を累ねて習癖の痼疾を成したる曉には如何に長刑期を科するも之れか矯正は容易の業にあらざるなり此の點に就ては切に裁判官の猛省を乞はんと欲する處なり

取扱の一斑、入監時より出監時に至る迄の取扱法の一斑を擧ぐれば左の如し

一 入監

イ 新入監者を受授する場所は丁年新入者の受

授場所と嚴隔し且つ丁年監區域内の光景を知らしめざるか爲めに便宜看守教習所の一室を以て之れに充つ

新入者の調査は未成年監内調所に於て該監擔任の看守長教師監獄醫師立會して之れをなす其順序は監獄醫先つ心身の狀態を檢したる上二三の對話を試み精神沈靜し居るや否を察し徐々に身上諸般の關係を調査して性行犯由等真相を探り以て處遇上の意見を定む若 著しく慕郷疑懼不安悔悟の念の昂進し精神狀態に不穩の點ある場合は追究尋問は却て彼の心裡を擾亂し却て事實の真相を捕捉する能はざるのみならず極端なる念慮を起さしむるに至るを以て幾何の時間を措き之か融和を圖り安心を與へたる上徐ろに調査しつゝあり

ハ 調査了はれば更に衣服其他の用具を與へ頭髮耳孔指爪趾齒牙等身体各部の清淨をなして入浴せしめたる上指定の監房に伴ひ房内物品の整頓及掃除の方法等を示し更に又た

ニ 日常の動作等に關する諸般の心得を説示す極めて短刑期のものは晝夜分房處遇をなし刑期二ヶ月以上のものは晝間雜居夜間分房とす短刑期のものにして晝夜分房にあるものは之を教場に出さず居房に於て授學す初犯者たると再犯者たるを問はず入監初期の間は晝間は雜居せしむるものもあるも夜間は必ず獨居とす

ヘ 雜居囚の監房は初犯者、再犯者、及び三犯以上の種に大別し其の中に就き身体發育の遲速を區別し仍ほ罪質性行の稍や等しきものを集む

ト 作業は短刑期囚に就ては習熟期間の短かきものを課し入監の翌日より就業せしむ入監者の初めて工場に出たるときは擔當看守は全囚に之を紹介し同囚和順すへきを諭したる上相互に黙禮をなさしめ然る後看守は其の者の座席を定む

二 日常の行事及作法
イ 毎朝演習の合圖に依りて一齊に起床し窓戸

を開放すると同時に房扉を開くを以て各自に臥具の取片付をなし房の内外掃除了はれは順次に房前に整列せしむ
ロ 次ぎに衣服の着替へをなし全囚浴場に至りて冷水浴を行ひ浴後体温の恢復を圖るか爲めに運動場に出て、約十五分間内外駈走運動をなさしむ
ハ 右運動了はれば食堂に集り先づ職員に對して朝の辭儀をなさしめ次て同囚間の辭儀をなさしむ

ニ 浴後運動を了はり十分間餘を経たる後朝食を喫せしむ其の順序は先づ當日食物配當番に當りたるもの全部の配當を了はり座に就きたるとき一同辭儀を述へて喫食を始む食事中の作法殊に食後の姿勢に就ては堅く勵行せしむ

ホ 食後就役時の來るまでの間約二十分監督の下同囚間自由に有益なる談話をなすことを許す
ヘ 授學は夏季は午前七時三十分冬季は午前八

ト 時より始め午後に涉らしめす授學時間は各級一時三十分間宛とし教場への入退場共教師をして引率せしむ

ト 体操は午前一回(三十分間)とし木馬、鐵棒、梁木等器械体操をなさしむ午後一回(一時間)とし柔軟体操軍隊教練運動をなさしむ之を行ふ此の場合には總て跣足とす將來は輕便なる靴を穿たしむるの見込を以て目下計畫中にあり

チ 晝食夕食は共に朝食の例に全し晝食後午後就役時迄の間約二十分ホ號の例に依り交話を話す

リ 罷役後全囚を浴場に入らしめ冷水を以て全身を拭はしむ但温浴の日は之を行はしめず而して温浴は夏冬共に一週二回とし罷役後に之を行ふ

ヌ 次ぎに衣服の着替へをなして食堂に就く夕食了はれば點燈時迄の間各自の監房の金具磨及掃除をなさしめ點燈すれば更に集めて復習をなさしむ復習後は隨意に各自へ貸與

の書籍の看讀及談話をなさしむ就寢時至れば全囚職員に對して挨拶をなし、囚間又た相互に禮をなして其の場を立ち還房せしむ就寢時は一般在監人の就寢時より一時間の後らしむ

ル 職員よりの講話は復習時間の前後に於て之を行ふ

オ 夕食後日没迄の間に於て全囚を運動場に出して軍歌を歌はしむ

ワ 其他筆算の實習は夕食後の復習時及談話の時間に於て之をなさしむ

カ 教誨は日曜日午後及免役日午前は全囚に對して之を行ひ臨房及個人教誨は休役間又は適當の時に之を行ふ

ヨ 免役日に於ては其の日の利用を圖りて一日の行事を豫定し無意味に閑居せしむるか如きことなからしむ

タ 行間日は日の長短に依り一日に四回又は五回の制限を設く
レ 就役時間中は堅く談話を禁し全心を役業に

傾注せしむ

職員に對する場合は不動の姿勢を取らしめ一舉一動各個教練によりて教へられたる處を應用せしめ禮式も起立のとき隊形行進或は執銃の場合の區別に依りて之を一定し整然之を行はしむ

同因間に於ても常に禮讓を保たしめ卑野粗忽に涉る處の言語は堅く之を禁し同因を呼ぶ場合には「何某さん」と呼はしむ

物品の排列及携帶の順序等は之れを一定し如何なる場合にも之れに違ふを許さず

職員より呼ばれたる場合には急速命に應ぜしめ苟も情容あるを許さず

物品の取扱を鄭重ならしめ可成物と物との接觸より音響を發せざるを責はしむ仍は貸與しある物品には汚點を止めざるは勿論固有の色澤を保たしむるに努む

三 出監

満期日は午前を限り役業を停め出監の準備を整へしめて靜閑なる監房へ轉し各職員よ

り出監後の心得等に就き訓諭を加ふ

ハ 満期當日一般囚人に對して告別をなさしむ放免當日には看守(私服)をして停車場或は郊端まで市内又は近村のものにあつては自宅まで見送らしむ

ホ 親戚等の來り迎ふる者あれば能く監督保護上の注意を與へて而して後之れに引渡しをなす

四 衛生

イ 日々全囚の運動場又は工場へ出たる時は看守をして居房に就き清潔整頓上の検査をなさしむ

ロ 被服臥具は快晴の日に之を乾燥せしめ襦袢は一週間に一回洗濯せしむ

ハ 齒牙を掃除せしむる爲め楊子を與ふ

ニ 日曜日毎に耳孔の掃除及爪剪をなさしむ

ホ 頭髪鬚鬣は一ヶ月に二回短剃除せしむ

毎月末日に於て健康診断を行ひ仍体量身幹の増減を調査し其の成績を本人に告知して攝生の大切にして注意の荷もすべからざる

を感知せしむ

ト 日常清潔法の外に日曜日の午後には熱湯を以て監房の床壁等を拭淨せしむ

五 雜

イ 出獄後の居住地出監の際に於ける着衣旅費の有無等は入監の際に於て之を調査して速かに相當處置をなし早く本人に安心を與ふるの方法を講ず

ロ 父母の命日及自己の誕生日を知らざるものには之を示して常に記憶せしめ以て親屬思念の情を旺盛ならしむるに努む

ハ 所持金や工錢は郵税或は止むを得ざる必要費以外には使用せしむることなく之れに依りて勤儉貯蓄の必要を悟らしむ

ホ 時々遵守及心得事項を試問し之れに依りて記憶を温むると共に益々之か勵行を計るを期す

ヘ 怠慢にして作業に精勵せんとする意に乏しきものには特に就役時以外尙就業せしめ反省を促す場合あり

稱呼番號の廢止、稱呼番號は實際立法上豫期する處の主たる効用を完ふする能はざることは既に一般の認むる處なり若し從たる目的に於ても其の効用微弱なりとすれば殆んど斯制の存置を必要とせざるなり然れども一般に就ての要否の問題は姑く措き未成年監に於ては更に其の必要を認めざるのみならず而かも効用の薄くして單に形式に過ぎざる處のものも存置するか如きは眞摯なる教養を貴ぶ處の未成年監に於て許さざるに於て殊に番號に依りて常に氏名を秘せしむると共に自然に眞情の披瀝をも秘せしむるの傾向を生し自己の番號より聯想して以前に於て番號を同ふせし處の在監者の爲人を探知せんとするの無益なる好奇心を惹起せしめ或は氏名の書方を練習するの機會を失はしめ或は品格を卑しからしめ自重の念を損する等機微の間に教養上尠からざる阻碍を與ふるを以て夙に絶對的に之を廢し互に姓名を呼はしむること、せり

戒具の廢止、戒具の施用は則ち疑を以て彼れを待つものにして眞心悅服を求むる所以の途にあらざ

るのみならず自重の念を害ひ羞恥心を損するの甚しきものあり所謂非感化的處置に屬するを以て絶對的に之か使用を廢し尙福井富山の兩監獄より常監へ押送する途中に於ても施用せざることに協議し夙に之を實行しつゝあり

動作、善良なる慣習上の作法を維持して一種特異の類型に投せざらしめんことを期し且つ他動的觀念を去りて自動的思想を旺盛ならしめんか爲めに努めて複雑なる號令的動作法を避け而も一舉一動眞摯なる行動を執らしめ仍ほ體勢の矯正快活にして敏捷なる動作と秩序ある慣習に馴致せしめんか爲め範を軍隊的規律に取り且つ各個教練に依りて養成されたる動作を應用せしむるに努めつゝあり談話、未成年者に對する談話禁止の害は其の及ぶところ實に測るべからざるものあり身心の均一的發達を阻碍し殊に意志發動の主たる機關の能力を減殺するのみならず思想交換の機會を失はしめて智識増進の途を杜絶し青年特有の氣質も爲めに没却せられて愈々卑屈不活潑に陥り漸く之れに依りて養はれたる極端な沈黙の習慣は自然に疑問を

發することにも尙逡巡し其結果は漠然不明瞭なる觀念をして確實精明ならしむるに至り延ひて學科教授の上にも尠からざる不便と困難を來たさしむ會て某監獄教師の實驗せる處を聞く普通學校の生徒と未成年就學因と比較し著しく異なる點は對話的教授の際に於て教師問を發するも敏捷に之れに答へんとする者なく再三促されて仍ほも躊躇し漸くにして如何にも氣遣はしき状態を以て低聲不明瞭の答をなすもの比々皆然からざるはなし是れ多くの普通學校に於て見ざる所なり是れ沈黙強制より來る餘弊に非ずして何れや談話の解禁は如上の弊害なからしむるを得ると共に言語の矯正をなすの機會を得又た能く心意の徵驗に便す唯だ監督に依りて不良の談話を防ぎ又た行刑の眞摯を保たしむるを得ば談話は未成年囚の教養上大なる價值を有するものと云ふべく當監が一部の異論に顧る處なく之を斷行せるは以上の利益を認めたるに由る作業、七尾分監に於ては廣き耕耘地を有するを以て多數の者を之れに従事せしむるを得たりしか移轉以後は適當の業を得る能はず網工の一種に限ら

れたり然れども其後建築工事に使用すべき多數煉瓦の製造を要したるを以て之を未成年者の役業とし日々全囚を構外製造場に出し之か製作に従事せしめたり該業は十分に筋肉を勞せしめ得るより身體の運動を助け又た勞働の習慣を養ふに適し又た能く外氣に觸れて寒暑に抵抗し得る底の鍛鍊をなすを得たりしも建築終了と共に罷み復た再び座作の業に就かしむるを得ざるに至れり因て之れに代はるべき業を設くるの必要に迫られ勞々構外空地を未成年監付属の農場となすの見込を立て目下其計畫中にあり現在の作業は經木編行糞工指物工の三種にして就中指物工は漸次之を擴張するの方針に於て施行しつゝあり而して作業督勵の方法に就ては強制的方法は却て勞働を嫌忌するの反動を起さしむることあり又た獎勵的方法も其の施行宜しきを得ざるときは今因間不正の競争をなすの弊を生せしむるに至るとあり依つて如上の弊害を防ぎ不知不識の裡自ら進んで精勵倦まざるの念を興起せしむる手段として食堂内に作業成績表を掲げて日々に於ける全囚の平均働高を記入し其の日の一

般の働振りの如何ありしかを知らしめ又た出來高の最高量、最低量とを示して各自の働振りに著しき懸隔あるを知らしめて不精勵者未熟者の反省を促し仍ほ科程と實際の働高とを比較して精勵の尙未た足らざる處あるを覺らしむると共に明日の働高を増さんことを期待せしむ、等斯くして勉勵心を旺盛ならしむるに努めつゝあり

食糧、未成、囚の如き發育旺盛の時期にありて殊に體操運動勞働等一層消化力を強大ならしむる處の者に對して食糧を制限するは發育に阻碍を與ふるのみならず食慾を抑制する結果として一種卑むべし風を養成し不知不識の間他の方面に於ける教養上に惡影響を及ぼすに至るべしを以て昨年六月以後制限を廢して自由食となし各自の欲する處に従ふて食せしめたるも之か爲めに過食の弊も生せしことなく個體的に發育自然の要求を充たさしめ其の結果は一層發育状態を佳良に趨かしめたるのみならず又た食慾抑制より來たる處の弊をも絶つを得たりしも一得あれば一失あるを免れず則ち自

由食となしたる結果は豫算の制限を超過するに至り然れども是れ素止むを得ざるの必要費なるを以て事情を具して増額を要求し幾回の交渉を重ねたるも遂に主務省當局の同意を得る能はず爲めに本年三月に至り再び制限食に復舊せざるを得ざる悲運に際會せり試に自由食より制限食に復舊したる後一ヶ月間を経過して体量を検したるに従來月々に増量し來りたるもの俄然減量して殆んど全囚の十分の六までは此の悪影響を免る能はざらしめたり此の異常の現象を認めて恚罵黙過し得べきや現豫算配付額内に於て出來得る限り苦慮を回らし以て不良の傾向の挽回に努めたる結果幸ひに一時的現象に止まらしむることを得て爾來比較的良好なる健康状態を保ちつゝあり

教育・授學は一日に一時三十分間とし學級は四級に分ち仍小學全科卒業以上の程度のものゝ爲めに補修科を置く入監者の學力の頗る不平均なる且つは出入の頻繁なる等よりして教授上非常の困難を感じつゝあるも一ヶ月毎に必ず學業の成績を調査し之れに依りて相當施設をなし以て教授の周到

を圖りつゝあり又た教授をして適切に且つ有効ならしめんか爲めに教師は前週に於て教授材料を整理し之れに依つて後週の教案簿を作製して典獄に提出し典獄は精密に之か教科の排列及教授材料の適否等を調査し施行せしめつゝあり

復習、復習は又た教授上の一要務にして之れと相俟つて學業の良好なる成績を收むるものなりと雖も限られたる授學体操等の時間を除けば他は總て作業に要する時間にして殆んど此の必要なる復習をなすの時間を與ふるを得ざるを以て所要の睡眠時間を減縮せざる程度に於て點燈後の時間を利用して之を爲さしむることとせり

實習、習得せし學科を實際に應用せしめ以て勉學の必要を感知せしむること共に得たる處の智識を他に活用するの力を養はしめんか爲め作業日課表製品出來内譯簿等の記帳計算の一部の事務を採らしめ或は雜記帳を與へて各自に日記を記載せしめ其他操練の如きも常に受動的位地にのみあらしむるの熟練且つ活用の力を得せしむる所以にあらざるを以て交互に指導者の地位に立たしめて全隊の操

縦をなさしむる等實習と相俟つて教育の効果を收めんことを期しつゝあり

教誨及講話、移轉後は七尾分監にありしごとと異なり教誨師の多數なるより勢ひ教誨は一層頻繁に且つ能く機に投して適實に施行するを得現時に於ては未成年者に對する諸方面の教養勢力中教誨は最も優勢を占めつゝあるの状況なり又た講話は三日毎に一回とし點燈時より各監獄醫教師教誨師及直接未成年監に關係する處の看守長及看守部長之れに當りて衛生及精神修養上の講話をなし或は時に囚人をして懺悔談或は所感を語らしめ一面之れに依りて終日の勞を慰し又た單調を融化するの機會たらしむ

體操、體操及操練は日々午前午後の二回に別ち一時三十分間之を行ふ現時施行しつゝあるは柔軟體操器械體操(木馬鐵棒)軍隊教練の三種とし尙體操教練に習熟し將來軍人たるを得べき體格を有せるものを撰みて銃の操法を演習せしむ而して體操及操練の教授は擔當看守をして之れに當らしむ因みに未成年者に配置すべき處の看守は特に品行方正誠

實快裕にして觀察力に富み多年軍隊教育を受けて體操教練の術に長し近く戰役に參加し且つ勳功を帯ひ義勇奉公の活模範たらしむるに適する者を撰みて配置しあり

軍歌、快活なる氣象を養ひ高尚なる感情を進め及新鮮なる空氣中に於て深呼吸の機會を得せしめ并に之れに依りて發聲を能くし發音を明瞭ならしめんか爲めに罷役後運動場に出して調の爽快にして詞の勇壯なる軍歌を歌はしむ軍歌は常に如上の利益あるのみならず終日の勞働を慰して倦怠の念を一掃し又た能く意思の轉換をなして新しき頭腦を得せしめ且つ生活の單調を調和する等之れ皆彼の賜にして未成年囚一般に之を歎ぶの偶然ならざるを知る

接見及信書、接見及信書は共に之れに依りて家庭との聯絡及社交上の地位を保たしめ得るのみならず直接に本人の良心を刺戟し或は訓諭教誨の效となる等歸善を促すに於て偉大なる力あるは喋々を俟たざる處なり故に出來得る限り制限の範圍を擴大し否寧ろ雙方に向て勸奨して頻繁ならしめん

を計りつゝあり一人の兄を有する某囚人(初犯重禁 竊盜三)あり入監以來兄との音信絶せるより痛く前途を悲觀し動もすれば自棄の念を起さんとするの觀ありしも一年餘を経たる後始めて痛切なる教訓的の來信に接して恰かも大旱に沛雨の至りたるか如く頼に身心活氣を呈して將來の希望を立て一意之れに成功を期待するの念を惹起し其の結果は就學に役業に殆んど全心を傾注し言動前日に一變するに至り遂に賞表を付與したるものあり斯く久しく闇々裡に彷徨したるもの端なく前途一道の光明を認め得て感奮興起するに至りたるものは之れ畢竟信書の賜なりしなり之れに反して會て來信接見のありしとなき處のものは殆んど社會の同情を失し骨肉の親にも棄てられたるものゝ如き感を抱き自ら絶望の淵に沈みて更に奮發自新の念なく爲めに遷善の緒に就かしむることの甚だ困難を感ず然れども之等と雖も何れの邊よりか一掬同情の涙を灑くものあらん歟彼れ又た蹶然奮起すべきは必然なり而して其の之れか動機たる處のものは實に信書なれば來信なきものに就ては特に親戚知己を求めて

發信を促し之れに依りて彼れをして絶望の淵より救濟する處の福音を得せしめんことに努む而して接見は一般在監人の接見室に於て儼然たる立會官を傍にしてなさしむる如きは兩者の身心を拘束し却て接見利用の實を失ふに至るを以て應接室に於て本人及接見人は勿論立會する處の職員も皆共に椅子に倚り卓を圍んで互に自由に對談せしめ以て相互の意思の融和を助けざるの方法を探り仍接見人に對しては面前提め本人の行狀を告げ及接見の際本人に訓諭すべき事項を申含ましむる等接見をして可及的感化上の裨益あらしむる手段を採れり信書は又た一面教育的に之を應用して代書は絶對に之を禁し若し自書し得ざるものに對しては文案を與へ練習せしむ而して總ての信書は發送前教師に於て調査し文章字句の誤りある時は其點を本人に示して刪補或は訂正せしむるとし用紙は半葉白紙とし若し受信者に對し注意を必要とする事項ある時は特に職員より添狀(受信の學力に應じて認め、應め其の文例を定めず)を合封して發送することなし受信人の注意事項を印刷したる形式的用紙は何等の實益なきのみならず却

て信書の價値を損し受信者に不快の感を與ふるの恐あり隨て書信の往復を嫌忌せしむるの弊を生ずるを以て絶對に之を使用せしめざることせり行狀審査、行狀の審査は二ヶ月毎に之を行ひ處遇の效果及適否如何を察し漸次矯正の實を挙げ向上の觀あるものに對しては一層之か誘導啓發に努め愈々改悛の狀を顯はすに至りたるものに就ては縦令賞譽期の到達せざるも賞表の付與に躊躇することなく特に賞譽規程の活用を圖りつゝあり昨年移轉以來賞表を付與したるは六人にして孰れも賞譽期を短縮せられたるもののみとす之れに反し行狀の退歩し或は悪性癖の増長又は自棄心の弛緩と不良の傾向あるを認めたるものに對しては審査の程度戒飭警告を加へて反省自覺を促し常に自警心を旺盛ならしめ以て向上的行狀を保持せしむるに努めつゝあり懲罰、苟くも違令犯行と認むべきものあるときは決して之を看過することなく時を移さず戒告を加へ速かに非行を悔悟して將來の謹慎を誓はしめ以て紀律の森嚴にして犯すべからざるを自覺せしむ

ることに努む然れども懲罰は可成之を應用せざるの方針を採る蓋未成年者に對しては可成懲罰を應用せざる方却て其効を有するものあればなり昨年移轉以來一人の處罰せるものなく又た處罰を必要とするか如き違令犯行ありしものもあらざるは全く平素懲罰を應用せざるの効に外ならざるなり目下在監せるものゝ中前科三犯を有し三回共に某監獄に於て執行せられたるものあり之が前科身分帳を驗するに性行極めて短慮粗暴にして又た幼きより両親に離れ温情を以て擲育せられたるときに一種の僻性に陥り其結果は在監中に於ても柔順を缺き屢次大聲暴言を吐き或は官吏に抵抗する等亂暴を極め監獄の處置亦た自然に抑壓的方面にのみ趨り初犯入監の時(刑期一ヶ年)十一回二犯の時(刑期八ヶ月)三回三犯の時(刑期一ヶ年)九回の懲罰をなすに至れり斯くして本人は益々反動の度を高め入監は入監一回毎に僻性を増長し殆んど底止する處を知らざるに至れり依りて當監へ入監後は特に之が處遇に注意し既に抑壓懲罰に飽きたる彼れに向つて斯る手段を弄するが如き處置に出で

す可成温情を以て接し而して漸次に矯正の方法を
 回らしたる處入監以來一回の制止をだに與へたる
 ことなく日常の起居動作極めて靜肅にして各職員
 に對しては善感を以て其命に従ひ未だ嘗て毫も反
 抗的態度に出てたることなく以前某監獄に在監し
 たるるときと殆んど雲泥も雲ならざるの差あるを認
 めたり由是思之未成年者に對して懲罰を用ふるは
 却て大局に於て不利あり若し止むを得ずして處罰
 せんとする場合には慎重に其得失効果及影響の及
 ばす處を考察し仍處罰前後の方法を圖らざれば其
 害や實に恐るべきものあらん

清潔整頓、身體居房坐席は勿論使用の物品に至る
 まで常に清潔整頓を保持せしめ汚穢破損は針尖の
 微と雖も看過するを許さず日々検査を施行し其
 周到せざる點あるものに對しては説諭を加へて勵
 行を促かし以て清潔を貴ぶの習慣を養成するに努
 め仍は新入監者は概して清潔觀念の程度低く甚し
 きに至りては數十日間會て入浴したることなく身
 體爲めに垢を以て包被せられつゝあるも更に之を
 意に介せざるものすらあり之等の如き不規律不清

しつゝあり

健康、毎月末日に於て全囚の健康診斷を行ひ以て
 心身發達の狀態及疾患の有無を察し相當の施設を
 なしつゝあり一般の健康狀態は頗る良好にして昨
 年四月以後本年十月迄に放免したるもの二百四名
 に就き入監時の體量とを比較せば百人に就き増量
 せるもの八十四人減量せるもの十一人増減なきも
 の四人の割合なり又患者も極めて少數にして昨年
 四月以後四十五人ありしに過ぎず而も此多くは入
 監前より疾患を有したるものに係り入監後發病し
 たるものは極めて少數なり

滿期告別、在監中始終寢食勞働を共にし時々互に
 相聲め相談り喜憂を分ち窓を同ふして學び、等相
 互の親睦和順實に兄弟も當ならざるものありしに
 も拘はらず滿期の際に於て突然一言の辭なくして
 袂を別たしむるが如きは冷酷の處置たるを免れず
 加之教養の終はりを善くする所以にあらざるを以
 て雜居囚に就ては滿期の日に於て全囚の食堂に集
 合せる際告別をなさしむること、せり此の方法は
 一面に於て殘れる處のものに對しては歸善を促す

潔の惡習慣に馳れたるものに對して只た口のみ
 依りて清潔の必要を説き及之れが實行を命じられ
 ばとて到底吾人の要求する處の程度にまで到達せ
 しめんことは至難の事に屬す故に先づ入監と共に
 入浴せしめ職員之れに立會して耳孔指趾に至るま
 で清拭すべき局部を示し或は職員自ら手を下して
 清潔方法を授け入房に際して本人を其房に伴ひ實
 地に就きて物品の員數整頓排列の順序及日々の洒
 掃の方法并に建物物品共に一點も損所汚點の存せ
 る個所のあらざることを示して之れが保全に責任
 を負はしめ而して常に清潔の此の程度以下に下だ
 すべからざることを覺悟せしむる等入監の際に於
 て多年馴致されたる惡習慣に對して一大革新を興
 へ之れに依りて同化の端緒を得せしむるに努めつ
 あり

冷水浴、冷水浴は從來罷役後に於て行ひたるも體
 温の恢復を速かならしむるには就役前を便利なり
 とす依て毎朝之れを行はしむること、し仍は一週
 二回温浴せしむるも此は罷役後に於て之を行ひ之
 れが爲めに朝の水浴を休止することなく益々勵行
 の動機となり又出監者をしては自然に言責を負は
 しむるを得て再犯防止の上に勢からざる効益ある
 を認めたり

出獄善後の方法、滿期の日は則ち在監中の教養を
 して有効に了はりを告げしむるの日なるを以て此
 日に於ける利用に就ては特に注意を拂ひ九俣の功
 を一實に缺くの遺憾なからしめんことを期し當日
 は靜閑なる一室を興へて更に既往の回顧及將來に
 處するの決意に就て反覆熟考するの機會を得せし
 め各職員交互に之れに臨みて懇諭戒飭を加へ最終
 の教誡を深く身に泌ましめ出監の際には直接教養に
 従事せる職員中の一人をして私服にて見送らしめ
 (市内及近村のものは歸住地まで護送、着の上は本人及保護
 者より到着を報せしむること、し又た個人の事情
 に依りては所轄町村役場に對して監督保護方を依
 頼し或は父兄に對して保護上の注意を與ふること
 あり尙爾後に於ても定期に素行を調査して時々通
 信教誨をなし又は職員をして居宅訪問をなさしめ
 業を得るに困難せるものに對しては就業の周旋を
 なし仍典獄が警察署留置場巡視の際には途次其の

居室を訪問して状況を視察し同時に警察署に對し監督保護上の注意を促す等可及的保護手段を盡しつゝ、あり爲に出獄者は概して良好なる状態を保ちつゝ、あり殊に爰に保護上喜ぶべきは今回福井監獄に於て福井富山及當監の各典獄が會同の際未成年出獄者の保護に就ては三監獄連絡を保ち現住地の監獄に於て特に力を盡して保護方法を講し及一層周到を圖ることに協議の纏りたる一事なり今や斯く三監獄連絡氣脈を通し大舉して之れに當ることとなりたる以上は今後の出獄者保護の状況は大ひに見るべきものあらんと信す

再入者に對する特別所遇、再度以上入監したるものに對しては前刑滿期放免後再び入監するに至りたる迄の間に於ける經過に就き精密なる調査をなして再犯原因を探究し若し何等犯罪を餘儀なくせしめたる理由の存するものなく意思の薄弱にして操行の修まらざるより遂に再犯を演ずるに至りたるもの或は習癖に由るもの等に對しては各個人の事情に依りて數日間役業を停め寂寥なる監房に獨居せしめて沈思黙考の機會を與へ各職員交互に之

れに臨みて訓諭を加ふる等反省悔悟を促すの手段を取り又た頑固にして容易に己の非を覺らざるもの或は懶惰放縱の最も甚しきもの等に對しては或期間持續して晝夜獨居とし峻嚴ある規律命令の下日に二回三十分間宛最も強き運動に服せしめ其以外の時間に於ては全力を役業に傾注せしめて科程の終了を強制し時々訓戒を與へて反省心の發起を促すの手段を取る等特別の處遇を施し斯くして自覺反省の狀を現はすを俟ち漸次に處遇を寛和して普通の所遇に移す此の方法は今尙試驗中に屬するも健康に何等影響を及すことなくして強き刺戟を與へらるゝより反省心を促進するには最も有効なるを認む

以上は是れ唯だ一般を通じて施行する處の而かも大體の項目に過ぎず若し夫れ個人矯正の方法手段に至つては殆んど千様萬態各個囚の性格境遇等の異なるに從つて相同じからず今此に之を具體的に列舉せんとは至難の事に屬す然れども未成年者は概して或程度までは心理的に且生理的に其の状態特質を均ふゝ又た善惡兩方面に於ける自然的傾向

を同ふするものあるを以て之等の點を參酌して一般通要の處遇方針を定めたるものあり則ち性情の善良なる傾向は之を以て彼れを教養するの勢力を利用し又た其の善良なる特質に對しては可成多く活動すべき機會を與へて以て向上的發展を促すと共に性情の不良の傾向及特質中の不良なる部分は之を抑制し新に與へんとする處の習慣の力に由りて善良なる性質を養成せんとするにありて前來既に叙述したるところも亦た皆此の方針より打算せるに過ぎざるなり要するに未成年囚處遇の基礎は未成年者一般に通用する處の不良の性情及び傾向の何なる歟を發見し之れに基きて立てられざるべからず余輩が幾多の未成年囚に接して得たる處の經驗に依れば彼等は一般に自己の慾望を滿たさんが爲めには如何なる行爲をも敢行するの危険なる性を有するを始めとし誘惑に抵抗する力に弱く成功を急ぎ新奇のみ好みて細心に秩序を逐ふて進むの觀念に乏しく架空の想像に耽り耐久の力薄くして一小蹉跌にも容易に挫折し他に倚賴して己の力に俟つての意氣なく勞を吝み虚榮に驅らるゝ等

は不良の傾向中の主なるものに屬す是れ則ち一般に克己忍耐同情思慮忠實勤勉等の美德の養成を必要とする所以にして之れが養成をなすに必要な機會は之れを日常の生活中に於て求めざるべからず従つて日常の生活中に此の機會を多く存せしむると存せしめざるは則ち未成年監の價値を上下せしむる所以なるを以て此の點の施設に就ては姑らくも其の考究を怠らざるなり殊に今や廣く一般に特別監なるもの、價値を認められつゝあるの時に際し井蛙に安じて大方の高見を求めざるが如きは斯業の發達を圖る所以にあらざるを認め茲に狀況の一斑と卑見を叙述せるに外ならず斯く草し來りて其の跡を顧るに實に根柢に堪へざるものあり幸ひに諸賢の高教を仰ぐを得ば何の賜か之れに如かん

附言杜撰なりと雖も入監者の状態出監者の状況教養の効果等に關し數字的に調査せるものあり他日再ひ本紙の餘白を借らんと欲す

○十勝の囚徒逃走顛末

(囚徒一名を瘞し看守一名職に斃る)

北海道の十勝監獄にては去月廿六日囚徒四十八名の一團をして監獄を距る西北約一里の伏古村の道路開鑿橋梁架設等の工事に従事せしめ看守二名及監督看守部長をして之れが戒護に當らしめ看守長は外役囚全部取締監督として騎馬にて巡視しつゝありしが午後一時頃看守只野房吉は囚徒が道路の土羽を榮かんとし勾配を量るに張りし標準に誤謬あるを發見し自身之を正さん爲め腰を曲げ測量する際小菅監獄より移送せる前記囚人中豫て同地の寒氣に辟易し逃走を共謀せる二名の囚徒は此の際暴行を加へ非望を遂げんと欲し同看守の餘念なく標準を測りつゝあるに乘し突如作業用の唐鍬を揮ひ力を極めて看守の後頭部を打撃し俯倒するを見る刹那に於て佩劍を抜き取り或は刺し或は斬り以て致死の重傷を負はせ一名は刀身を他の一名は鋤籠を携帶し連鎖を付せられたる儘其場を逸走したり看守部長は應援せんと焦慮せしも又各所に散在

する多數囚徒の監視を放棄する時は難沓に乗し尋て如何なる樁事を擧げんも測り難しと急遽散在せる多數囚徒を集合し之を一名の看守に戒護せしめ置き直に騎馬の儘追跡せしが逸走せる二名の囚徒は間もなく追躡逮捕せらるゝを恐れ現場より約三丁を距る十勝川の沿岸五六尺の崖より川中に飛込みたり其現況を熟視し追跡したる看守部長足田運昇は心は矢竹に焦れども先に一名の看守に戒護せしめたる四十餘名の囚徒は如何にせしか心元なく感ずる儘一先づ引返し負傷看守の手當を施し本監に引揚げんとする時恰も好し擔當看守長の巡視に會したれば簡明に事故の報告を爲し置き再び追跡變せり之より先本監に於ては或人民の急報に接し事を認知したるより直に非番看守を召集し追跡捜査又は要路警戒等迅速に手配したり而して先に追跡したる足田看守部長は十勝川を騎涉したるが途々既に逃走囚人が音更村に入り民家二ヶ所に押入り衣類を着換へ食物又は銃器を掠奪し一旦山中に潜伏せんとしたる踪跡を認知し疾驅すると約一里餘にして彼等の姿を認むるや彼等亦之を覺知し更

に大なる野沼地に驅込み馬匹の足掻を妨んごせしも部長は勇を鼓して追蹤接近するに及び彼等は振向きざま抵抗の態度を示し一名は劍を揮ひながら逆行し一名は銃を擬し威嚇せしも部長は毫も屈せず先づ一名の劍頭に差向ひ上下劍撃相交へしが遺憾にも沼地の泥濘深く乗馬を操縦する能はず瞬く間に馬匹は頭部或は胸部に重傷を負ふの不幸あり騎上對抗の不利なるを以て部長は馬より下れり馬より下れる忽那亦數ヶ所に刀劍を受けしも撓まず對抗し遂に兇漢を瘞したり時は午後三時半を過ぐる卅分頃なりしが之を視たる一名の囚徒は銃を棄てて逃走したり兇漢一名を瘞したる足田看守部長は數ヶ所の創傷に之を追跡するに堪へず歸途に就きし折柄偶々本監より捜査に向ひたる看守大重泰助は遙に囚徒の逃走せる姿を認め疾驅追及し終に堆積せる刈草中に潜伏せるを搜索逮捕せり時に午後四時なりと云彼が投げ棄てたる銃には裝彈なかりし由にて看守部長に取りて此上なき幸なりし又連結せる鐵鎖は強奪したる衣類と着換の際裸體となり極力脱削したる由にて何れも臈骨部に剝皮の

痕跡を止むと因に看守只野房吉は負傷後人事不省に陥り施術の効なく午後四時頃絶命したりと云

○長崎監獄囚徒の變死

(井戸浚ひの業務に命を殞す)

長崎監獄に於ては本月七日炊事場の井戸浚漢を爲さんと數人の囚徒を督し従事したるに一名の囚徒は不幸にも釣瓶繩の切斷に依り果敢なくも玉の緒を斷ちたる珍事あり今其要を摘めば鹿兒島縣出水郡阿久根村字波留小林新太郎(四十四歳)と云ふ者は紙幣偽造行使罪にて三十七年六月長崎控訴院にて重懲役九年の刑に處せられ服役中なるが入監以來獄則謹守改悛の狀顯はれければ賞表を受け炊事に就役しつゝあるものなるが同日早朝より炊事場の井戸浚ひあり井戸は四尺に五尺の長方形にて深三十尺ある大井戸なれば四斗樽を釣瓶とし曳々聲にて手繰り居りたり前記新太郎は此勞働に加はる用はなきも自己の役務に隙ありたるを幸ひに少しにても手助けを爲さんと井戸側近く立ち同じく釣瓶繩を手繰りつゝありしに引揚ぐる拍子に繩は弗

つり切れたれば何條堪らん網に捉まりし一同の者は雪崩を打つて倒れしに無慘新太郎は井戸側に前頭部を打付け縦裂傷を被り脳震盪を起すと同時に真逆さに落ち直に引揚げ百方施術を盡したるも効なく終切れたりとは悲惨の極なり

○救世軍の聖誕祝祭

救世軍にては昨年東京市中の三大貧民窟と呼ばるる下谷萬年町、四谷鯨ヶ橋、芝新網の貧民約一千戸に慰問籠を贈りたるが本年も亦同様の催をなし蜜柑籠に切餅一枚、手拭一本づゝを入れ外に子供布切、足袋、齒磨粉、繪紙等種々のものを添付し今日頃より各貧民窟を廻り配附する筈なり

○福井外二監獄典獄の事務打合

邊般金澤富山兩監獄の典獄は偶然にも福井監獄に會合したるを以て其機會を利用し監獄事務の上の意見を交換したるが其際打合せたる重なる事項左の如し

一 教習中の看守の俸給は十圓給與と改正せんとす
 一 控訴囚人の送還は歸住地近接の監獄へ押送するを便利なりと認むるときは其地の監獄に送還するの途を開かれんことを望む
 一 未丁年囚竝に特別の事情ある囚人にして三監獄所在地に歸住する者は其地典獄に於て適當なる保護を與へ又は行狀調査の照會に應ずること
 一 一ヶ月の間に數種の業種に就きたる囚人の科程の可否を積算する方法を一定すること
 一 看守教習生を一監獄に集め教習を行はしむること

○岡山の朋習會

(岡山監獄職員組織)

岡山監獄職員は朋習會なるものを組織し獄務の改良文武の練習、會員の親睦救恤及慈善事業の經營を目的とするにありて其目的を達せんが爲め一年二回武術大會、茶話會を開くこと、毎年一回以上運動會を開くこと、修身講話を開くこと、監獄公報及新聞雜誌の購讀、雜誌の發行、囑託醫を置き會員の診察治療を爲すこと、慈善事業の經營に付

ては備作惠濟會警察署市町村長其他の慈善團體又は特志家と氣脈を通ずること、其他會員の吉凶禍福を慶弔することとせりと云ふ

○既往五年間 懲治人の行狀調に於ける

改正刑法の實施せらるゝと共に懲治人は感化院に收容するの設備を要するを以て或向に於て既往數年間に出場したる懲治人の行狀とも云ふべき調査を試みたるに左の計數を得たりと云ふ

三十五年	男	一六五	女	二六	改悛者	再犯者
三十六年	男	一六一	女	二二		
三十七年	男	二一八	女	一八		
三十八年	男	二四〇	女	二七		
三十九年	男	二三三	女	二五		
合計	男	一〇一七	女	一八		
					四七八	二二

○最近三ヶ月 囚徒工錢額

此の程司法省に於て調査したる明治三十九年七月より九月に至る三ヶ月間と本年七月より九月に至る三ヶ月間の囚徒工錢比較表に依れば左の如し

明治四十年	官司業工錢額	同工錢一日一人平均額
	一四、五二〇・〇〇	一〇・八一
明治三十九年	同	同
	一三、三三〇・〇〇	九・六八
明治四十年	受賃業工錢額	同工錢一日一人平均額
	一五、四〇三・六六	八・六三
明治三十九年	同	同
	一七、〇五三・九〇	七・六九

○在監人の郵便切手葉書の受拂に就て

在監人の郵便切手葉書の受拂は受入支拂共に郵便切手葉書人別簿を以てし領置物品基帳には登記受拂するを要せずやとの問合あり現に其扱を爲せる向もありこのことなるが右は入監の際受入記牒を爲し在監中受拂を要するとき人別簿を以てし出監の際は人別簿の數量を基帳に登記し交付するも

高知監獄詰ナ命ス (中村分監長) 看守長 井上 上 藤 雄 萬
 高知監獄中村分監長ナ命ス (高知) 看守長 村上 上 藤 雄
 高知監獄詰ナ命ス (高松) 看守長 正木 志賀 太 雄
 高松監獄詰ナ命ス (高知) 看守長 江 澤 代 次 雄
 福島監獄若松分監長ナ命ス (福島) 看守長 新井 田 傳 次 雄
 福島監獄詰ナ命ス (若松分監長) 看守長 米 山 信 次 郎
 給七級俸(死亡) (奈良) 看守長 八 木 勝 太 郎
 任看守長給九級俸 (廣島) 看守長 入 木 勝 太 郎
 廣島監獄詰ナ命ス

監獄協會記事

○茶話會

客月例に依り茶話會を開き午後二時より玉木爲三郎氏の「在監人の受くる心身の影響に就て」野々垣梅次郎氏の「監獄に於ける肺結核に就て」眞木喬氏の「監獄巡視中の所感」の講演あり其要旨は別項に掲載したれば一讀せられんことを請ふ

當日來會したる會員左の如し

- | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|-------|
| 井本健之進 | 石山 憲重 | 玉木爲三郎 | 土居 徳治 | 鈴木 伊藏 |
| 山田四茂作 | 白井 勇松 | 大島 謙 | 河野 純孝 | 黒岩隆治郎 |
| 青山 忠一 | 佐々木祐昭 | 若尾千代次郎 | 十河 政之 | 宮原 定吉 |
| 瀧田爲次郎 | 宮田 直義 | 田島 勇 | 淺田 彰齋 | 藤井 藤吉 |
| 三上 哲丸 | 藤居 虚 | 高橋金四郎 | 有村 國良 | 島根 一吉 |
| 益 清一 | 小野寺輝雄 | 淺野 倉吉 | 佐藤 和平 | 鈴木 秀吉 |
| 柴内 春治 | 瀧川國太郎 | 林 嘉助 | 北村 梅次郎 | 岡山 幸吉 |
| 瀧澤 圓次 | 坂部 徳太郎 | 古矢 光道 | 野々垣 眞道 | 欽 謙 |
| 北村 定吉 | 齋藤 康清 | 小川 齊 | 丹野 幸喜 | 山内 末吉 |

高島成次郎 大津 隆岳 小野里郁之助 大田菊次郎 山田 虎一
 山口 要 宮下藩一郎 布川 實吉 新井和太郎 高瀬 澤成
 高橋朝太郎 君塚庄次郎 近藤彦太郎 風月和太郎 櫻井 謙二
 千葉 實 奥井 太郎 多田 正廣 中谷 一夫 前幸田彦次郎
 津地佐一郎 関口 定一 柏原 亨一 小林 定平 安藤 貞吉
 津島三郎 坪井幸太郎 富崎 龜次郎 長平 郁彦 琴二
 田中 一雄 引野辰司郎 西村 治郎 田中 誠 逸見祐之助
 原 鳳昭 金澤 公炳 李川 正義 富永 實文 眞木 榮造
 石澤 謙吾 香川 又二郎 畑 一岳 藤澤 正啓 眞木 喬

○豫 告

明年一月第三日曜日茶話會には本月の茶話會に小河委員長より提出に係る「囚徒の被服は何色を可とするや」の宿題を討論し次に文學士菅原教造君の「實驗心理學上より觀たる囚徒の服色」に就て講話あり次に最近歸朝したる辯護士高木益太郎君の歐米の漫遊談ある筈なれば定めて興味多かるべし同日は右討論もあることなれば午後一時までは遲滞なく會合せられんことを望む又右の討論題は各監獄看守會議等に提供し討論決議せられれば益する所少からざるべく其結果總代二三を撰び本會に臨ましめ討究する運びとならば更に妙なるべし本會に會合するを得ざる向は其結果を通報せらるゝも可なり又個人の意見として寄稿せらるゝも不可なく要は廣く考案を蒐集せんとするに在り

小河滋二郎君序
西元龍拳君著

訂正増補



(訂正三版)

洋紙菊判美本
實價金三十錢
郵税金八錢

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です
 ◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
 ◎大日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です
 暫く品切の悲答を以て愛讀の貴需を忍んで戴きましたたが愈訂正第三版の光榮を荷ひて更に顧客の良友と成ることを得ました……**有益且廉價**なることは讀書界の第一位……斯的要務に呼び起されて獨特の材料を胞腑するの讚譽に背きませなんだのは千萬の面目……誰人も必携の良書マア熟讀して御覽下さい

發行所

東京市四谷區愛住町二番地

東京書院

(電話) 二二一 番

◎定價改正廣告

一勝友叢誌

一部 金六錢
一箇年(十二冊) 金六拾六錢 (郵税)

近年印刷職工賃金及洋紙價騰貴ノ結果トシテ止ムヲ得
ス明治四十一年一月初刊號ヨリ前記ノ如ク改正シ之ト
同時ニ記事ノ精撰ニ努力可致候間倍舊御愛讀願上候敬
白

明治四十年十二月

東京市四谷區
愛住町二番地

勝友叢誌社

電話(長) 零町 二二番
振替貯金口座 七九八三番

小河岳洋先生著

(既刊)

丁未課筆

春の卷

定價金四十五錢

夏の卷

定價金三十錢

築土俱樂部を公開して一點の秘密なく談笑を採録せられたる丁未課筆春の卷
は大に江湖の歡迎を受け好評噴々として其次號の出版を喝望せらるる諸君の
多き際先生尙ほ稿を續け今や積んで章を成すもの三百有余苟も先生の淨玻璃
の鏡に影したるものは巨を逸せず細を漏さず先生極致の筆鋒を以て或は春秋
的に或は諷刺的に或は諧謔的に振はれたり雖も獄務事情に接近したる條項
多きは蓋し自然也而して其文字は千變萬化にして興味津津益々妙境に進み讀
者をして恍惚卷に飽かさらしむ即ち先生に請ふて丁未課筆夏の卷と題し以て
有志諸君の希望に應ずることとなせり部數限りあれば速かに下名に申込るべ
し

追て丁未課筆春の卷、夏の卷併せて御希望の諸君には兩卷にて定價金六拾
錢にて御需めに應すべし

明治四十年拾二月二十日

東京市麴町區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞太郎

會費送附方

肩書	宛名	振込局名
東京市麴町區飯田町 五丁目三十番地	監獄協會委員 藤澤正啓	神田一ツ橋通郵便局

神田一ツ橋通郵便局
明治四十年十二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行兼 磯村政富
編輯人 磯村允貞
東京市麴町區飯田町五丁目參拾番地
發行所 監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所 東京書院活版部
東京市神田區鎌倉町七番地
賣捌所 同支店

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 (監獄協會雜誌第貳拾卷第貳號) (明治四十年十二月二十日發行每月一回二十日發行)